

平成24年第1回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成24年3月5日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成24年3月5日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君  | 2番 主 枝 幸子 君       |
| 3番 奥 村 富士雄 君  | 4番 柚 木 喬 君        |
| 5番 中 下 伸 君    | 6番 出 下 孝 君        |
| 7番 姫 宮 五 鈴 君  | 8番 折 出 直 幸 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 瀧 野 純 敏 君 | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

5番 中下議員途中退場

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 中 島 充 人 君 |
| 教 育 長        | 塚 田 秀 也 君 |
| 総 務 部 長      | 陰 山 讓 治 君 |
| 建 設 部 長      | 三 登 英 生 君 |
| 民 生 部 長      | 黒 田 康 也 君 |
| 会 計 管 理 者    | 久 保 俊 秀 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 信 川 正 次 君 |
| 総 務 課 長      | 新 木 之 博 君 |
| 企 画 財 政 課 長  | 中 村 政 愛 君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 民生課長   | 山根道春君  |
| 税務住民課長 | 河本和彦君  |
| 環境防災課長 | 吉原修君   |
| 産業建設課長 | 三宅信治君  |
| 都市計画課長 | 三好修平君  |
| 出納室長   | 三登崇宏君  |
| 学校教育課長 | 中村輝彦君  |
| 生涯学習課長 | 坂井眞智子君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 高橋 薫江君 |
| 主任 | 尾崎 賢介君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程

「諸般の報告」

- (1) 議長報告
- (2) 府中・坂地区水道整備協議会報告
- (3) 議会基本条例推進特別委員会報告
- (4) 後期高齢者医療広域連合議会報告
- (5) 議会運営委員会報告
- (6) 議会広報調査特別委員会報告
- (7) (仮称) 町民交流センター整備事業  
検討特別委員会報告
- (8) 監査委員報告

行政

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

議事

|       |        |                                 |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第1  |        | 「会議録署名議員の指名」                    |
| 日程第2  |        | 「会期の決定」                         |
| 日程第3  | 議案第1号  | 「平成23年度坂町一般会計補正予算（第5号）」         |
| 日程第4  | 議案第2号  | 「平成23年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」 |
| 日程第5  | 議案第3号  | 「平成23年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」    |
| 日程第6  | 議案第4号  | 「平成23年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」   |
| 日程第7  | 議案第5号  | 「平成23年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」  |
| 日程第8  | 議案第6号  | 「広島県後期高齢者医療広域連合会規約の変更について」      |
| 日程第9  | 議案第7号  | 「坂町印鑑条例の一部改正について」               |
| 日程第10 | 議案第8号  | 「坂町手数料条例の一部改正について」              |
| 日程第11 | 議案第9号  | 「坂町部設置条例の一部改正について」              |
| 日程第12 | 議案第10号 | 「コミュニティーホールさか条例の一部改正について」       |
| 日程第13 | 議案第11号 | 「坂町留守家庭児童会設置条例の一部改正について」        |
| 日程第14 | 議案第12号 | 「坂町立体育場設置及び管理条例の一部改正について」       |
| 日程第15 | 議案第13号 | 「坂町立体育場使用料条例の一部改正について」          |
| 日程第16 | 議案第14号 | 「坂町敬老年金条例の一部改正について」             |
| 日程第17 | 議案第15号 | 「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」     |
| 日程第18 | 議案第16号 | 「坂町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について」        |
| 日程第19 | 議案第17号 | 「坂町ひとり親家庭医療費支給条例の一部改正に          |

について」

|       |        |                          |
|-------|--------|--------------------------|
| 日程第20 | 議案第20号 | 「坂町介護保険条例の一部改正について」      |
| 日程第21 | 議案第19号 | 「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」 |
| 日程第22 |        | 「平成24年度町長施政方針及び教育行政方針」   |
| 日程第23 |        | 「一般質問」                   |
| 日程第24 | 議案第20号 | 「平成24年度坂町一般会計予算」         |
| 日程第25 | 議案第21号 | 「平成24年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」 |
| 日程第26 | 議案第22号 | 「平成24年度坂町下水道事業特別会計予算」    |
| 日程第27 | 議案第23号 | 「平成24年度坂町介護保険事業特別会計予算」   |
| 日程第28 | 議案第24号 | 「平成24年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」  |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(高橋蔦江君) 皆様、御起立願います。

御礼。

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(高橋蔦江君) 御着席願います。

○議長(川本英輔議員) おはようございます。3月に入りまして、まだまだ温度差が厳しい毎日ではございますが、議員各位におかれましては、3月、4月と何かと公務の多い時期となりますが、体調には十分気をつけていただきたいと思います。

また、間もなく東日本大震災から1年になりますが、被災地ではまだまだ復興のめども立たない市や町もあり、多くの課題を抱えながら新しいまちづくりの再生を目指しておられ、それぞれの市や町の状況を考えるに当たり心から1日も早い安心・安全なまちづくりの復興を願うものであります。

それでは、本日ここに平成24年第1回坂町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多忙のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、議員各位におかれましては、円滑に議

事を進められ適正妥当な議決に達せられますよう、最後まで十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。それでは、会議成立のための定足数に達しておりますので、これより、平成24年第1回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

(休憩 午前10時03分)

(再開 午前10時03分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。平成24年第1回坂町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をくださいまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、平成24年度予算をはじめ24件の案件につきまして、御審議をお願いをいたしております。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長(川本英輔議員) 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会側の報告を行います。

報告 1. 議長報告。

それでは、私のほうから報告いたします。

まず、初めに平成 24 年 1 月 13 日にメルパルク広島において、開催されました広島県町議会議長会会議について報告をいたします。

会議では平成 24 年度一般会計歳入歳出予算及び事業計画について、全国自治功労者及び広島県自治功労者等の表彰について、平成 24 年度自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会について、それぞれ協議し原案のとおり承認いたしました。

次に、去る 2 月 22 日に広島市の KK アールホテル広島において開催されました平成 23 年度自治功労者等表彰式並びに議員研修会について、報告をいたします。

表彰式では、坂町議会から折出議員が、全国町村議会議長会から議員 15 年以上在職者として、広島県町議会議長会から議員 14 年以上在職者として表彰を受けました。

また、議会だより第 115 号が広島県町議会議長会の議会コンクールにおいて入選で表彰されました。研修会につきましては、早稲田大学国際教養学部教授の池田清彦氏より「3 月 11 日以降の日本の選択、エネルギーと食糧」と題しまして、講演を受けました。

以上で私からの報告を終わりますが、報告事項についての資料は事務局に保管させておりますので、必要があれば参考に供してください。終わります。

報告 2. 府中・坂地区水道整備協議会報告及び報告 3. 議会基本条例推進特別委員会報告を行います。

11 番瀧野議員。

○ 11 番（瀧野純敏議員） 府中・坂町地区水道整備事業協議会に出席いたしましたので、報告いたします。

平成 23 年度第 2 回府中・坂地区水道整備協議会が、平成 24 年 2 月 16 日広島市水道局基町庁舎において開催されました。坂町からは吉田町長、三宅産業建設課長、私、瀧野が出席いたしました。

1 に平成 21 年度広島市水道事業会計予算の概要が説明され、坂町の負担金の内容として、1. 消火栓の負担金 2. 水源開発の繰入金 3. 温井ダム建設負担金 4. 安全対策事業費 5. 下水道徴収業受託収入の負担金であります。負担金の総額は 1,687 万 5 千円であります。

2 に協議事項としては、平成 24 年度坂地区水道施設計画で、小屋浦 1 丁目の配水

管新設工事1件、消火栓増設工事1件が予定されております。これはうらら橋の呉よりの地域でございます。いずれも24年度中の工事であります。その後、町より3件の要望案件が提出されました。新設道路の水道ハイセツ（配水）管理設工事が2件であります。消火栓補修工事1件が提出され、会議が終了いたしました。

なお、詳細につきましては事務局に提出してありますので、参考に供してください。以上報告いたします。

次に、議会基本条例推進特別委員会の報告をいたします。

議会基本条例推進特別委員会は、委員会を平成24年に入って5回開催いたしました。内容は政務調査費の使途基準について。議会評価及び議員評価について。また、ことし4月に開催を予定しております議会報告会に向けての内容について協議をいたしました。なお、議会広報は4月24日火曜日坂町民センターで坂地区住民の皆様を対象に。4月25日水曜日には、横浜三部集会所で横浜地区住民の皆さんを対象に。また、4月26日木曜日には、小屋浦ふれあいセンターで小屋浦地区住民の皆様を対象に、いずれも午後7時より開催することとしております。町民の皆様の多数の御来場を期待しております。

以上、議会基本条例推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、報告4．後期高齢者広域連合議会報告を行います。

8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 平成24年2月6日広島市中区の国保会館において、平成24年第1回後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、私が出席しました。平成24年度当初予算などの5議案の審議を行い、いずれも原案のとおり可決いたしました。

1号議案は、24年度、25年度の保険料率の改正で、保険料率の均等割額は4万1,791円から4万3,735円に、所得割額は7.53%から8.35%に、賦課限度額は50万円から55万円に改めるもので、一人当たりの保険料額は6万2,561円から7.4%増の6万7,241円に改正するものであります。

2号、3号議案は平成23年度の一般会計及び特別会計の補正予算でありました。

4号議案は、平成24年度一般会計の当初予算を前年比2.1%増の10億744万円とするものであります。

5号議案は、平成24年度特別会計の当初予算を前年比3.57%増の3,644億

1, 2 3 7 万円とするものであります。

以上で広島県後期高齢者医療広域連合の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、報告 5. 議会運営委員会及び報告 6. 議会広報調査特別委員会報告を行います。

9 番大田議員。

○9 番（大田直樹議員） 議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会報告を行います。議会運営委員会では、3 月定例会及び議会の運営のための会議を 2 月 3 日、3 月 2 日の 2 日間開催いたしました。特に 3 月定例会は予算の審査方法について協議をし、例年どおり予算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

議会運営委員会の報告は以上で終わります。

引き続きまして、議会広報調査特別委員会の報告を行います。広報委員会は 1 2 月定例会以降 1 月発行の議会だより編集のための委員会を 8 日間開催し、1 月 1 日議会だより第 1 1 8 号を発行いたしました。2 月には四国の香川県四万十町議会と東香川市議会から来庁され、議会だよりの使命、これからのあり方などについて研修を行いました。広報委員会の今後の予定といたしましては、3 月定例会終了後 4 月発行の議会だより編集に向けての委員会を 8 日間開催する予定としております。また、3 月 2 3 日には熊本県阿蘇郡西村村議会の広報委員の方々が研修に来町される予定となっております。

以上で議会広報調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、報告 7（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会報告を行います。

6 番出下議員。

○6 番（出下 孝議員） それでは、（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会の報告をいたします。

第四次長期総合計画に基づき、平成 2 3 年 4 月に策定されました都市再生整備計画坂地区第 2 期で建築後 5 0 年が経過し、老朽化が著しく耐震化も困難な町民体育館にかわり坂町の文化スポーツ活動の拠点として、また避難場所としての機能を備えた施設が建設されることとなりました。このような背景に伴い、議会として平成 2 3 年 7 月に（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会を設置し、町民のだれにも親しまれ気楽に楽しめる出会いとふれあいの場施設づくりに必要な提案をすることを目

的として、雲南市三刀屋文化体育館アスパルほか、文化体育施設6施設の調査検討を行ってまいりました。

検討に当たりましては、一つ、体育施設として利用しやすい施設。一つ、文化施設として利用しやすい施設。一つ、避難施設としての機能を備えた施設。一つ、障害者、高齢者に配慮した施設。一つ、子育て支援に配慮した施設。一つ、コストバランスを考えた環境配慮と省エネルギー手法を採用した施設等を考慮し、検討を進めてまいりまして、26項目の提案を報告書にまとめ、2月17日に吉田町長へ提出いたしました。提出しました提案を今後十分御検討いただきまして、町民の期待にこたえられる施設の建設をお願いし、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告8、監査委員報告を行います。

10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） 監査報告をさせていただきます。監査は坂町監査委員の西本昭孝氏並びに私、中 雅洋の両名が実施いたしました。

まず、例月出納検査は地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、平成23年12月分を12月20日に、平成24年1月分を1月19日に、平成24年2月分を2月21日にそれぞれ実施いたしました。検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり現金の出納は適正であると認めます。

以上で坂町監査委員を報告の終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政からの諸般の報告を行います。

報告1. 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。広島県町村会町長会議について、御報告をいたします。

去る2月9日広島市の鯉城会館において町長会議が開催され、私が出席をいたしました。会議では第1号議案として平成23年度広島県町村会補正予算について。第2号議案として平成24年度広島県町村会事業計画について。第3号議案として平成24年度広島県町村会予算について審議され、これらの案件についていずれも全会一致で承認をされました。

また、引き続き自治功労者の表彰が行われ、一般職員の部では坂町職員から全国町村会表彰勤続30年以上として出納室長の三登崇弘君、産業建設課長の三宅信治君、

学校教育課長の中村輝彦が、また広島県町村会表彰勤続25年以上として都市計画課長の三好修平君、民生課係長の宮本隆一君、保険健康課係長の大石みどりさん、小屋浦保育所主任の徳川ゆきさんがそれぞれ受賞されました。

以上で私からの諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、報告2. 副町長報告を行います。

中島副町長。

○副町長（中島充人君） 安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について、御報告いたします。

平成23年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が、平成23年12月21日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに久保会計管理者と私が出席いたしました。

当日は5件の案件が提出されました。まず、選任第1号、副管理者の選任につきましては、平成23年11月6日に海田町長に再任された山岡議員が指名推選により全会一致で副管理者に選任されました。

次に、議案第5号、専決処分の承認につきましては、職員の給与に関する条例等の一部改正について、人事院勧告の国家公務員の給与改定に準拠するため、条例の一部改正について平成23年11月28日に専決処分を行ったものです。

改正内容は、1. 国家公務員と同様に中高年齢層が受ける給料月額に限定し、全体で平均0.23%を引き下げるため、行政職給料表の改定を行うもの。2. この給与改定を4月にさかのぼって調整するため、平成23年12月期支給の期末手当額から減額するもの。3. 平成18年度から実施された給与構造改革において、昇給の抑制を行ってきましたが、42歳未満の職員に対して抑制してきた昇給を1号級、36歳未満の職員に対して2号級をそれぞれ回復させるもの。以上の3項目が専決処分をした条例の内容ですが、この専決処分について全会一致で承認されました。

次に、議案第6号、平成22年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定につきましては、いずれも全会一致で認定されました。

まず、平成22年度一般会計の決算額は、歳入総額5億5,772万9,184円、歳出総額5億3,853万5,282円で、歳入歳出総額差引額は1,919万3,902円となっております。

また、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計の決算額は、歳入総額11億4,77

2万5,774円、歳出総額10億9,267万7,936円で、歳入歳出総額差引額は5,504万7,838円となっております。

また、これらの各会計の平成22年度決算の確定による繰越金の計上等により、各会計の補正予算が上程されております。まず、議案第7号、平成23年度一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ818万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,603万9千円とするものでございます。また議案第8号、平成23年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ147万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,660万8千円とするものでございます。この2件の補正予算につきましては、いずれも原案のとおり全会一致で可決され、同日閉会されました。

続きまして、平成24年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が、平成24年2月27日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに久保会計管理者と私が出席いたしました。

当日は3件の案件が提出されました。議案第1号、組合経費の関係市町の負担金の負担方法につきましては、安芸地区衛生施設管理組合規約第12条第3項の規定に基づき毎年度負担方法を定めるものでございます。

議案第2号、平成24年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億3,417万円と定めるもので、前年度予算に比べ1,368万6千円の減額予算となっております。

議案第3号、平成24年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ11億6,471万9千円と定めるもので、前年度に比べ958万1千円の増額予算となっております。

これらの案件につきましては、いずれも原案のとおり可決され同日閉会されました。

以上で安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告を終わります。

○議長(川本英輔議員) 以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議事に入ります。

○議長(川本英輔議員) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第116条の規定により、議長において9番大田直樹議員、10番中 雅洋議員、11番瀧野純敏議員を指名いたします。

○議長（川本英輔議員） 日程第2「会期決定」の件を議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から3月13日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、会期は本日から3月13日までの9日間に決定しました。

○議長（川本英輔議員） 日程第3 議案第1号「平成23年度坂町一般会計補正予算（第5号）」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第1号「平成23年度坂町一般会計補正予算（第5号）」について、御説明を申し上げます。

今回の補正は都市再生整備計画事業を追加計上したこと及び歳入歳出予算の決算見込みに基づく補正を行ったもので、既定の予算総額に1億728万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億6,904万9千円といたすものでございます。

7ページの繰越明許費は、計上いたしております事業につきまして、本年度内の執行が困難なことから翌年度に繰り越すものでございます。また、地方債補正は、新規事業の追加及び事業費の見込みに基づく限度額の追加及び変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入で13ページの町税、町民税法人分につきましては、収入見込みにより3,000万円を減額をいたし、町たばこ税では450万円を追加計上をいたしました。地方譲与税及び各交付金につきましては、県の試算に基づき計上をいたしました。

15ページの地方交付税では、特別交付税を減額をいたしました。分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、それぞれ収入見込みにより試算計上をいたしました。

16ページからの国庫支出金及び県支出金につきましては、都市再生整備計画事業を計上をいたし、また各事業の執行見込みにより試算計上をいたしました。

20ページの繰入金では、財政調整基金繰入金を追加計上をいたしました。

21ページの町債では、道路整備事業債及び保健体育施設整備事業債をそれぞれ追加計上をいたしました。

次に、歳出で25ページの民生費、障害者福祉費では自立支援事業にかかる経費を追加計上をいたしました。

26ページの国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計繰出金2,208万9千円を計上をいたしました。児童措置費では子ども手当を3,589万6千円減額をいたしました。

30ページの土木費、道路新設改良費では、都市再生整備計画事業にかかる経費をそれぞれ計上いたしました。

34ページの教育費、町史編さん費では2,775万円を減額いたしました。

35ページの体育施設費では、(仮称)町民交流センター整備にかかる用地費等を計上をいたしました。公債費では町債償還利子を追加計上をいたしました。その他のものにつきましては、付記説明のとおり執行残額を減額をいたしましたものが主なものでございます。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番出下議員。

○6番(出下 孝議員) 今、町長より説明がありまして、この追加予算の一つの大きな柱が都市再生整備計画事業という説明があったんですが、この中身をですね、見てみますと17ページにですね、国庫補助金で収入の部で、土木費国庫補助金として都市再生整備計画事業で2,200万円、それとその下の教育費でやはり都市再生整備計画事業3,700万円というようにですね、あっちこっちにですね、土木費であり教育費でありというようにですね、費目が分散しておるんですね、ここの中身がですね、何だろうかというのがちょっとよくわかりません。その土木費、あるいは教育費の都市再生整備計画事業、この中身をちょっと御説明お願いしたいと思います。

○議長(川本英輔議員) 三宅産業建設課長。

○産業建設課長(三宅信治君) お答えいたします。まず、土木費のほうでございますけれども、都市再生整備計画事業の中身ということでございますけれども、これは(仮称)町民交流センターを建設するに当たり、周りの道路の整備ということで、浜

田8号線を整備するものでございます。それにかかわりまして、用地費を計上したものと、補償費を計上したものの、こういう、それと後一つ移転をしていただくわけですが、けれどもその代替地ということで、今、町民グラウンドがございますけれども、その道路の整備ということで土木費のほうは計上をさせていただいております。

また、教育の保健体育のほうでございますけれども、これは道路とは関係なく今度新たに（仮称）町民交流センターを建設するに当たり、また新たに土地を買い求めるところでございますけれども、その用地と、また、そこに建物が建つところがございますので、その補償ということでいずれも計上をさせていただいております。補助の形態としては、都市再生整備計画事業が一本できますので、その中で今度は用途によって建設のほう、教育委員会のほうと分けて計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） それに関連しましてですね、7ページにですね、繰越明許費、ここにもですね、土木費として都市再生整備計画事業7,050万円ほどですね、計上されとるわけですね。これはどういう事業が繰越明許費になっとるんか、その内容をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） お答えいたします。この7,050万円の繰越でございますけれども、これは先ほど申しました道路の拡幅工事ということで、対象の家屋が2軒ございまして、家屋補償の2軒と用地の2軒、それに補償のほうでございまして、2軒のうちの1軒が借家でございますので、その移転費用、移転雑費ということで計上しております。

また、工事につきまして先ほど申しました町民グラウンドの代替地の町道の整備新設ということで700万円ほど工事を計上、内訳はそういうことになっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 7番姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 7ページのですね、ウォーキングトレイルなど事業が3,510万円なってますが、これウォーキングトレイルかなりできてますが、どこのウォーキングの費用になるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） お答えいたします。この事業は5年間で計画しておるわけでございますけれども、この個所につきましては、森条火葬場線ということで、計上しております。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 34ページのですね、町史編さん費なんですけども、今年度減額になって、多分24年度で予算申請じゃないか思うんですが、今、繰越明許というのがありましたけども、これは繰越明許せずに減額になつるとするのは、どういった理由なんですか。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） 繰越明許費はですね、これ18年度から始まりまして、今年度23年度までを繰越明許費で予算をあげさせていただいております。それで今年度が終わりますので、今年度減額させていただいて、来年度は新たに発刊をするものを来年度にあげさせていただきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと1点、35ページのところなんですけど、ここに体育施設用地が7,150万円、それで物件補償費が1,650万円、これ補正額の財源内訳というのが真中にありますけど、これがさっきの3,700万円の国からの補助いうか、支出ですけど、ここでちょっと聞いてみたいのは、体育施設用地、多分5軒ぐらいあった分から見りゃこの二つかなと思うんですけど、そこで何か代替地を用意すれば、そこを買い取る必要がないんじゃないかな思うんじゃないけど、その辺の費用がどうして出るのかなと思うんですが、ちょっとこの支出の説明をもう一度お願いします。

○議長（川本英輔議員） 三登建設部長。

○建設部長（三登英生君） お答えをいたします。先ほど三宅課長のほうから説明がありましたように、交流センターを整備する中で道路の拡幅が必要な用地、そして物件補償、それと町民交流センターの敷地を拡張する用地補償と物件補償いうものを計上させていただいておりますけども、その中で用地の補償と土地の補償につきましては、国の補助をもらって、町のほうがその体育施設なら体育施設の予算で計上をさせていただいて町のほうへ買う。そして移転される方は、町の普通財産を買っていただく。だから交換するいうんじゃないくて、それぞれのやりとりで整備をする方法をとってお

りますので、よろしくお願いをします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと交換するという形で、一応費用が動くような感じみたいですね。もう1点ですね、35ページのその上に事業者選定審査委員というのが、金額はちっちゃいんですけど、これの2万円というのは、何かプロポーザルを選ぶときの業者、そのときの業者を選ぶための委員会いうのを別に持って、その費用、これどうかなと思うんですが、それがそうならどういう人をここの委員に選ぶのかなと思うて、ちょっとその辺を説明いただきたい。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。この報償費2万円につきましては、明細のとおり事業選定審査委員でございますけれども、この委員につきましては、一応建築の専門家とですね、それからそういう施設、体育施設、文化施設ということで、県のほうのそういう敷設された方、それから町内の有識者、それから役場内の職員ということで構成したいと考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時46分）

（再開 午前10時46分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） 大変失礼いたしました。それで、警察の方も1名入っていただく予定としております。以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○6番（出下 孝議員） 1点ちょっとお聞きするんですが、28ページに予防費ということで、子宮頸がん等ワクチン接種事業620万9千円ほど減額されております。これは今、国のほうもですね、そういう事業をですね、推進するということで、予算化したりして活動しておるわけなんですけど、これが減額されとるということはですね、計画した該当者がおるんだろうと思うんですが、その該当者が何に対してですね、実績がどうだったのか、そのたびにこれだけ減額できたんかという、そのところのですね、



該当者に対する受診者の比率。それとなぜこの減額、もしですね、該当者の比率が低いという場合にはですね、どのようなPRをされてですね、受診の推進を図られたんか、この2点についてちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） お答えをいたします。これにつきましては、子宮頸のワクチンとヒブ及び肺炎球菌になりますけども、子宮頸がんにつきましては、当初見込み280人の該当者につきまして80%と、当初見込み90%見込んでおりましたが80%、これはほぼいってるんじゃないかと思っておりますけども、になっております。また、ヒブワクチン、これは5歳未満肺炎球菌も5歳未満ですけども692人につきまして、80%の見込みに対してヒブが65%、肺炎球菌は70%ということで、ただ一人1回、あるいは3回ということで、1歳未満の場合は3回とか4回とか打つんですが、そこの回数が、例えばヒブが835回を予定しておったところが484回だったとか、あるいは肺炎球菌974回が609回だったということで、減額をしておりますけども、接種率としては任意接種の中におきましては、かなりいってるというふうに思っております。また、来年度引き続き実施される予定でありますので、引き続きそういった広報等を通じてしていきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 7番姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 34ページですね、公民館費でマイナスになってます留守家庭児童会指導員のことなんですけど、子どもが来なかってマイナスになったんか、そのマイナス原因をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） 留守家庭指導員の賃金でございますけど、台風等により休会になった場合に、留守家庭指導員は出てきません。そういう部分もございまして、指導員が休暇をとる場合に、次にかわりに入る指導員ということで、あらかじめ組んでるんですけど、指導員が余り休暇を取らなかったという部分もございまして。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） ちょっと30ページちょっと確認させてください。いわゆる工事請負費で2,520万円の減ということであるんですが、この中の説明で3点ほどありますね。この内訳をお聞きしたいのと、ここの中に先ほどの他の人の質問があ

りましたけども都市再生整備計画事業というのが、またここに入ってるんですね。これこの中身をちょっとわかりたいのと、それから、予算書の書き方で、これをちょっと別個に出すということとはできないんでしょうか。ちょっとその辺の確認を一度お願いします。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） お答えいたします。工事請負がマイナスの減額252万円となっておりますけれども、この内訳といたしましては、ウォーキングトレイル事業が当初4,500万円の工事請負費を組んでおりましたけれども、国の補助の関係でそれが減額ということで、工事請負費を1,202万円ほど減額をさせていただいております。また、町道改良工事としては、今現在行っております工事につきまして、追加工事として250万円を計上させていただいております。

それと、都市再生整備計画事業でございますけれども、これも先ほどもちょっと申し上げましたけれども、町民グラウンドの代替地の町道新設ということで700万円を計上させていただいております。それで差し引きさせていただいて、マイナスの252万円を計上させていただいております。

また、この内訳の工事の金額を明示できないかということでございますけれども、これ工事請負費ということで、そこらの金額的なものですね、いろいろとまた入札等の関係がございまして、数件あればいいんですけれども1件ということもございまして、そこらをちょっと計上を控えさせていただいております。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 19ページですね、土木費の県の補助金で省エネ・グリーン化支援事業というのがあるんですが、これに対応したですね、支出というのがどこか項目としてあるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時54分）

○議長（川本英輔議員） 奥村議員さん、もう1回ちょっと説明してください。ちょっと聞こえない部分があったそうですから。

（再開 午前10時55分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 19ページの県の補助金の土木費ですね、省エネ・グリーン化支援事業というのが200万円ほどあるんですが、これに対応した事業費ですね、経費はどこに明記してあるかというのを。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） これにつきましてはですね、これは町内の外灯をLED化するためのお金でございますが、これは交付決定を先にいただきましたので、すぐ設計を実施せんと補助金の関係がございまして、予備費で対応させていただいた次第でございます。そういうことでお願いします。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

11番瀧野副議長。

○11番（瀧野純敏議員） 15ページの土木使用料。住宅使用料224万1千円が減額になった要因は。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） お答えいたします。土木使用料の町営住宅の使用料でございますけれども、年度当初計上する中でですね、10月1日現在の各方の収入をもとに、試算するわけでございますけれども、この4月1日から3月、1年ですけれどもその間に入退去というのがございまして、入退去される中で今回10軒ほどございましたけれども、そのうち今まで入ってる方の金額が多額で、次に入られた方が収入が低くなって安くなったりという差額とかですね、そういう募集する間でどうしても期間が一月とかそういうところがありますんで、そこらを総合して試算したらこれぐらい、200万円ほど減額になったということでございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野副議長。

○11番（瀧野純敏議員） 年間10件ぐらいしかない中で、その辺は何らかの努力ができたんですか。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） ちょっと説明が悪かったと思いますけれども、例えば、1人退去される、4月に退去される、その方が仮に5万円だと家賃がします。その次に入られた方が、例えば3万円とします。ほんなら、その差が2万円ございます。そ

れが例えば11カ月ぐらい続くというんで、22万円ですか、そこらの差額が出ます。それでまた募集する期間とかも一月とか、場合ケースによっては二月とかあく、そこらの収入が入らない部分がございます。そこらが10軒ほどあったということで、なかなか退去するいう中でですね、それをまちなさいというようなことがちょっとできませんので、そういうのを試算した結果が、こういう減額ということでございます。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 29ページをお願いします。清掃費で節の19ですか、2の19ですね、安芸地区衛生施設管理組合の減額558万8千円と、その下の94万2千円、ちょっと詳細をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） お答えいたします。まずは558万8千円のこの安芸地区衛生施設管理組合のことでございますが、これはごみ焼却場事業の確定額が決定いたしましたので、減額するものでございますが、詳細はということでございますので、23年度のこのごみ焼却場事業の予算は、平成23年1月1日現在の人口割合で安芸郡4町の予算を計上しておりますが、安芸郡4町から集めたお金が支出済額が多くなったため、いわゆる決算余剰金と申しますが、それがありましたので、この金額を本年の1月1日現在の人口で案分して、その金額をはじき出したものが坂町が558万8千円の減額となります。

し尿処理におきましても同じ理由ではございますが、平成23年度し尿処理事業の予算を先ほどの23年1月1日現在の人口割合で出しておりましたが、それをまた先ほど申しましたけども決算余剰金ということで、支出済額が集めたお金より上回ったということで、ことしの1月1日現在の人口で按分した額を94万2千円減額したものでございます。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 要するに処理量が減ったという解釈でもいいんですかね。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） そういうことでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

1番中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 先ほど聞かれたと思うんですが、町史編さんについて、3

4 ページをちょっとお聞きします。減額されていますが、年度の事業はどうされるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） 来年度の町史編さんでございますけど、今年度3巻予定でしたが、2巻はまだ少し時間がかかるということで、今年度は1巻のみ今、刊行に進めてやっております。来年度2巻を発刊する予定でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

4 番 柚木議員。

○4 番（柚木 喬議員） 15 ページ見てください。15 ページのですね、分担金が減っているということで、養護老人ホームの入所者ということがあるんですが、これは措置費ということですよ。これまさに入居者がいわゆる減ったというふうな意味でいいんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） お答えいたします。養護老人ホームに措置しておられる、いた方が、年当初12人おられたわけですが、年度内において3人退所1人入所ということで、現在10人になって、それに伴って減額になったものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

9 番 大田議員。

○9 番（大田直樹議員） 今までこう聞いておって、この町民交流センターの件に関して、幾つかこう出てまいります。その中で我々特別委員会をつくりまして、箱物だけを審議してまいりました。主体の本家本元であります土地の有効利用、土地の件について、一切議員の中でも審議されてまいりません。そして、執行部側の土地の移転先、そういったことについて、何ら経過説明も受けておりません。その中で土地を新たに作るそういったことも反対したい理由の一つでございます。あれは県営、県道関係

の方の移転かと思うんですが、どこへ移るか、これはつくること自体には賛成いたしますけど、まだまだ時間をかけて審議すべき問題じゃないかと思います。箱物だけの審議でなく、24年度の予算にも関係してまいりますので、今ここで工事請負、町道改良そういった関係の予算を削除するよう求めて、反対いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時04分）

○議長（川本英輔議員） 今、大田議員の反対討論となると思うんですが、これは修正をするということですか。

○9番（大田直樹議員） 修正してほしい。

○建設部長（三登英生君） お答えします。今の町民交流センターの方の移転については、全協のときに当初、今の町民グラウンドのところを県道事業の移転代替地で位置づけて、あそこの町民グラウンドは、県道が発表されて後にすぐにもう公共事業、特に県道の移転代替地として位置づけております。そういう中で若干余裕があるだろうということで、今の町民交流センターの方もそこに移っていただくということの位置づけをさせていただいております。それについては、議会全員協議会でも説明をさせていただいております。

これまでに県道の一般質問が多々ある中で、移転代替地もその中で何回も質問がありました。その都度あそこのグラウンドについて、町民グラウンドについては県道事業、公共事業の移転代替地という位置づけは、ずっとさせていただいておりますので、よろしく願いをします。

それで、県道の移転していただく方については、これまでも意向調査をして、あこに移りたい人、町の代替地に移りたい人。付近に求めたいという中で、今の移転代替地のほうは整理をしておりますので、よろしく願いをします。

今の現時点では県道の移転の方も町民グラウンドを求めている代替地の方も十分いけるということになっております。

○議長（川本英輔議員） この件は一応特別委員会というものがあるわけですから、一応委員会の意見をまとめたものを報告しないと、ちょっと難しい問題になるかと思いますが、委員長さん、どうですか。

○6番（出下 孝議員） 委員会でも話をしてですね、議事録まで全協でですね、こう

いう話がありましたということで、説明しとるはずなんですね。ですから、議事録を見てもらったら残つとると思いますんで、委員会としてはもう説明、行政のほうも全協でやりましたし、特別委員会の中でもそういうことで説明をさせてもらっております。

ですから、説明がないというのを今の質問に対してはですね、ちょっと私は解せないというところもあります。

○議長（川本英輔議員） 大田議員さん。

○9番（大田直樹議員） 次の予算、来年度の予算とかございますので、ここであのとき賛成したじゃないかと言われるあれがありますので、一応ここでも反対させていただいて、それで特予とか、特別予算委員会で納得いって、ああそうかとなればそこでは賛成する可能性はあるかと思えます。私の中で納得できない。そういった箱物だけ審議されて、土地の有効利用、しかもその箱物たったの3カ月ぐらいよそへ行ってみたら1年、1年半、そして町民を巻き込んでの、議会と執行部側だけでなく、共同参画といいながらも住民を巻き込んだ論議が一切なされてない。そういったことも予算これからありますけど、そういったことがありまして、今回のこの件からも、その道路の改良云々申されましたんで、その改良の部分はまだ待っていただきたいという気持ちから反対しておきたいと思えます。

○町長（吉田隆行君） 議論を、住民との議論を重ねてないというようなことを今言われたんですけど、一応今までも体育協会、あるいは文化協会のほうからもいろいろ御要望がありましたし、これも全協のときに説明させていただいてるんですけども、第四次の長期総合計画の立てるときにも、そういう関係者からの今の体育館を建て直してほしいというような要望は既にいただいております。ところであります。

また、今回の避難訓練等を通じましてですね、避難する場所が非常に狭いというようなふうで、その地域の方がばらばらになって、箇所に避難をせないかんで、そういう面からも今の体育館を有効活用したほうがいいんじゃないかというふうな意見もですね、しっかりいただいた中で現状を進めておるところでもありますので、そこらもひとつ御承知おきを願いたいと思えます。

○9番（大田直樹議員） 暫時休憩を解いてないんですけど、ここマイクがついたりもしてるから録画してるんだと思えますけど。

○議長（川本英輔議員） 大田議員さん、えーとね、ちょっとここで大田議員と行政が話をしても仕方がないもので、やはり委員会としてのやはり立場というもんがありま

すもんで、どうですか、委員長さん、ちょっと委員会を通じて、ちょっと委員会を開いて、それで話をしたほうがいいんじゃないかと思うんですが。

○6番（出下 孝議員） 先ほども言いましたように、議事録見てもらいましたときにはですね、もう既にこの検討の経過の中です、審議しておるわけですね。それでそのもとでエコを進めていかせてもらっとる経過がありますんで、そこら辺を協議をするという意味においてはですね、委員会でそこら辺は協議をしてもいいと思うんですよ。これをゼロからのスタートという協議は、私は委員会でもうすべきではないと。もう既に結論というのは出とるわけですから。

○議長（川本英輔議員） それでは、これから委員会を開いて、皆さんと協議をしてもらいたいと、このように思いますがいかがでしょうか。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと待ってよ。なぜ委員会をするの。

前がいま要は反対討論で一個出ただけだから、議決へ向けて進めてもらいたいよね、こうやって討論すりゃほとんどの人が賛成するんじゃないん。

○議長（川本英輔議員） それはそうなんですけど。

○10番（中 雅洋議員） 特別委員会をするような私は問題ではないと思います。

○議長（川本英輔議員） いうことは、委員会はもう報告をしとるわけですから。その中で。

○10番（中 雅洋議員） 皆、了解している。

○議長（川本英輔議員） 今、中議員の言われたことに対して、大田議員さん、どうですか。

○9番（大田直樹議員） それでいいと思います。

○議長（川本英輔議員） 一応まあ採決。

○9番（大田直樹議員） 報告は両方の報告であって、我々には執行権はなくって、議決権しかないわけですね。ですから、私は常々言ってるように、3カ月という短い期間での論議、そういった住民を巻き込んでいうのは、行政と住民との両方の相互関係であって、我々の議会基本条例をつくった中にも行政、議会、町民、それがらトライアングルになっとるわけです。その委員会の中へも本来なら体育協会の会長、また代行する人、文化協会の会長、それを代行する人とかが委員会に入って、一つの机上で論議されるべきだと思うから、やはり反対いたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） そういう意味だけでよろしいんですね。

○9番（大田直樹議員） はい。

○議長（川本英輔議員） 委員長さん、ええですか。

ちょっと待ってください。中下さん、トイレに行ってますので。

休憩しましょうか、なんなら。

再開は10分あればええですか。

（「はい」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 11時25分から再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

中下議員、体調不良のため退場をされましたので、そのように報告をさせていただきます。

続いて、討論にはいります。

討論はありませんか。

10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） 賛成討論を行います。今回の議案は一般会計の補正予算でございます。全体に、一部わかりにくい点がありましたが、これについては質疑、応答により確認することができました。また、反対討論にありました一部修正というのではなくって、この原案どおり適正なものと判断して賛成いたします。以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第1号「平成23年度坂町一般会計補正予算（5号）」の件を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 多 数）

○議長（川本英輔議員） 挙手多数であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第2号「平成23年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第2号「平成23年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、御説明を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の決算見込みに基づくもので、既定の予算総額から7,510万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億3,893万6千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で国庫支出金、国庫負担金1,351万9千円の減額、国庫補助金1,145万円の減額。10ページの県支出金、県負担金450万6千円の減額、県補助金2,755万8千円の減額及び共同事業交付金4,015万7千円の減額は、保険給付費見込み額から試算計上をいたしました。

11ページの繰入金、一般会計繰入金は2,208万9千円の増額を計上いたしました。

次に12ページからの歳出で、総務費、総務管理費3万1千円の減額、保険給付費、療養諸費1,900万円の減額、葬祭諸費40万円の減額。次の13ページ、共同事業拠出金5,318万円の減額、保険事業費特定健康診査等事業費250万円の減額ごめんなさい診査です、諸支出金、償還金及び還付加算金の1万円の増額につきましては、それぞれの決算見込みに基づき試算計上をいたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） 12ページお願いします。歳出の部で一般被保険者療養給付金、これが負担金補助及び交付金という節で2,000万円ほど減額になっております。この一般被保険者分がですね、2,000万円減額になったということは非常に喜んでいいんか、悲しむべきなんか、ちょっとようわからんのでですね、そこら辺で

この減額の理由ですね、今までにない、これ実績に基づくものなんか、そこら辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 信川健康保険課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） お答えいたします。一般医療費につきましては、月平均大体8,400万円ぐらいで予算を組んでおりましたのですが、実績としまして8,000万円平均で推移をしているということで、このたび当初予算の額から言いまして2%の減となっております。ただ、22年度決算から言えば、引き続き若干ふえているところではございます。

○議長（川本英輔議員） 6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） 実績がこうなるとということは、これは保険にかかった療養費がですね、療養費を受けた人がですね、少なくなったように解釈してよろしいんですか。少なくなったのであればですね、どのような施策をですね、今回講じておられたのかいうことを御説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） お答えをいたします。医療を受けられる方の延べ人数というのはですね、ちょっとかなり大きな数字でございまして、そこら辺のところにつきまして、個別に把握はしておりません。医療費の適正化につきましては、従前より直接的には医療費節減でありますとか、レセプト点検、あるいはジェネリックのお願い通知等を実施しております。

また、健康面におきまして、健康教室でありますとかウオーキングのまちづくりということで、そういったところの健康づくりの推進にも力を入れているところでございます。また、来年度にはジェネリック差額通知ということで、さらに引き続き適正化について対応していきたい、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） 今、健康づくりについていろいろこういうことをやっておられるという説明がありました。これはですね、やっぱりそれぞれですね、活動のですね、評価をしていかんと、次にですね、来年度に評価がよかったものは続けて、もっと輪をかけて活動を進めると。悪かったものは、余り効果がなかったというものはですね、次にどういう活動をやるんかという、そういう評価の基になりますんで、そこら辺をぴっちり評価してもらってですね、来年度の活動方針というものを決めても

raitai to omou ndesu ga.

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） お答えをいたします。来年度に健康さか21についてですね、計画を実施しておるわけですね。それがちょうど見直し年に当たりますので、その中ですね、住民調査でありますとか、あるいはいろんな指標、受診率とかいろんな指標を設けておりますので、そういったところの評価、検証等を行いたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと同じところなんですけど、今の2,000万円の減に対してですね、この補正額の財源内容、内訳があるんですけど、4,111万円ですか、国・県の支出金。ちょっと気になるのは、坂町の負担が2,100万円、これによってふえておると。要は給付が減ったら国と町の負担も同じように下がってくるんなら、というような思いがあったんですけど、なんかこっちが持ち出しがふえてしまうような数字が見えるんですけど、この説明をちょっと教えていただきたい。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） お答えいたします。坂町が一般会計繰入金で2,200万円ということで、このたび補正させていただいておりますけども、主なものといたしまして、まず1点、財政化安定支援事業というのがございまして、これは本町がですね、他の市町と比べて所得の低い方が少し多くおられるとか、あるいは町の財政規模の中ではベット数が多いとか、そういったところがございまして、国のほうから地方財政措置として1,400万円の額が計上されるわけなんですけど、それについて国保会計に繰り入れるようになっておりまして、その額があります。

また、21年度医療費につきまして、基準超過費用、これは全国平均の地域差、各市町において医療については少し差があるんですけど、全国平均の1.17を超えるときにですね、基準超過費用ということで、国・県・町が3分の1ずつそれを国保会計に補てんをするというところがございまして、そこが830万円弱あります。そういったところですね、そこを最終的に国保会計に繰入るということが、医療費が減るとは別にそういう措置を行うことがありますので、ここでは増額の金額となったということでございます。

○議長（川本英輔議員） 7番姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 9ページの国庫負担金のところなのですが、1番の療養給付費負担金もマイナス913万円、それと次の2番も高額医療費共同事業負担金もマイナス433万2千円、3番目も特定健康診査などの負担金がマイナス17万4千円と、全部マイナスになってるわけをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 信川健康保険課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） お答えいたします。まず、1点目の療養給付費1番上の分手当1万3千円の減額につきましては、医療費国保会計について国が34%負担するというのがあるんですが、これは医療費が減額になったことによって、約901万3千円減額になっておるといことと。2点目の高額医療費共同事業負担金というのは、10ページの歳出のほうで、済みません、13ページの歳出のほうで共同事業の拠出金というのがあるんですけれども、高額な医療費については、80万円以上のレセプトでありますとか、30万円以上のレセプトでありますとか、そういった医療費が高くなった場合に国保運営が安定的な運営が難しいということで、各市町、県がですね、負担金を拠出して、後で再保険拠出金、あ、交付金が出るんですが、その拠出金自体が今回減ったということで、それに対する国の補助を受けてるんですが、負担部分が減ったということで、拠出金が減ったことに伴うものになります。

特定健康診査につきましては、当初の目標35%で組んでおりましたが、ここは今20%ぐらいで推移しております。そういった受診率によって減って、減額計上をさせていただいたというところでございます。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 続きまして、今の9ページですね、下のほうのいわゆる1,200万円の減ですね、歳入の。これって、いわゆる普通調整分とあるんですね。従来なんか特別調整分とかいうのも別個に、よそを見たらあるんですけど、これって定期的になんかマイナスされるというのは、感じの補助金ですか。もう来年度も引かれるという感じですか、これ。ちょっとお願いします。

○議長（川本英輔議員） 信川健康保険課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） 調整交付金につきましては、普通調整交付金というのは、市町村の先ほどからあるんですが、財政力の不均衡、所得水準が低いでありますとか、医療費が高くなるというようなところでですね、国が通常の療

養給付費負担金とは別に普通調整交付金を出しておるんですけども、これはその年々の全国の状況に応じて、その市町村の状況と全国の状況を見合いで見ながら減額、あるいは増額というような形でされておりまして、今回その国の通知がこの金額できたということで、減額の計上をさせていただいておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今の24年度の予算というのかね、いわゆる1億437万7千円と組まれているんで、当然また補正が来年の3月ですか、あがってくるということでもいいんですかね。これはもうそういうことを途中で補正を入れるということはないわけですね。24年度の予算がね、確か、この、だから、1億437万7千円になつとる思うんですよ、同じ金額に。当然結果としての補正が入ることになるんですね。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時41分）

○議長（川本英輔議員） 信川課長、意味わかりましたか。24年度の予算というのは、この補正、今、組みよるわけですから。

○4番（柚木 喬議員） ごめんなさい。結果です。オーケーです。

○議長（川本英輔議員） それでは、再開後訂正しますということを言ってください。

（再開 午前11時42分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 23年度の補正はいわゆる1,200万円の減でやるんですが、来年度もそのようになるんでしょうかという確認です。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） 国保会計におきましては、24年度当初組んだ後に9月に23年度の決算がありますので、決算によって24年度に繰入たりすることがございます。そういったことで補正等行うことはありますし、かなり医療費は月に1,500万円ぐらい月の出入りが違ったりしますので、例えば12月とか3月とか補正を組むことが生じてくることであろうかと思います。調整交付金につい

でもそういったことに応じて生じてくるところでございますので、また補正等の、は、  
を行うことになろうかと思っております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第2号「平成23年度坂町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第3号「平成23年度坂町下水道事業特別会  
計補正予算（第4号）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第3号「平成23年度坂町下水道事業特別会計補正予算  
（第4号）」について、御説明を申し上げます。

このたびの補正は、歳入では使用料及び手数料、繰入金、町債、国庫支出金、歳出  
では総務費、事業費、公債費の追加計上を行うもので、既定の予算総額に43万7千  
円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億9,664万7千円といたすものでございま  
す。

歳入につきまして、9ページの使用料及び手数料、公共下水道使用料1,700万

円の減額は、下水道水量の減量に伴うもので、試算の上、計上をいたしました。繰入金、一般会計繰入金1,693万7千円の増額は、このたびの歳入歳出予算の補正により計上をいたしました。町債、事業債50万円の減額は、試算の上、計上をいたしました。

国庫支出金、事業費国庫補助金100万円の増額は、坂東2丁目地内下水道工事に伴う補助金を試算の上、計上をいたしました。

次に歳出につきまして、10ページ公共下水道整備費、工事請負費250万円の増額は、坂東2丁目地内下水道工事を試算の上、計上をいたしました。流域下水道整備費、負担金補助及び交付金202万6千円の減額は、流域下水道建設事業の予定執行額が確定したことに伴うものでございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 10ページの公共下水道整備費なのですが、これ250万円、これは3月までに工事は終わりますか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。この工事でございますけども、これは先ほどから出ております都市再生整備事業の一環の中で整備するものでございまして、繰越明許費のほうにもありますように、来年度に繰越ものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~


○議長（川本英輔議員） これより、議案第3号「平成23年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第4号「平成23年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第4号「平成23年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、御説明を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の決算見込みに基づくもので、既定の予算総額に563万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億8,778万5千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

まず9ページの歳入で、保険料、介護保険料300万円の増額は、収入見込みによるものでございます。国庫支出金、国庫負担金66万9千円の増額は、保険給付費の実績見込み額に基づくもので、次の国庫補助金206万円の増額につきましては、主として平成24年4月1日施行の介護保険制度一部改正に伴うシステム改修費の補助金でございます。

10ページの支払い基金交付金32万4千円の増額、県支出金、県負担金31万8千円の減額は、保険給付費の実績見込み額に基づき試算計上をいたしました。一般会計繰入金272万9千円の増額は、平成24年4月1日施行の介護保険制度一部改正に伴うシステム改修費等の経費で、基金繰入金282万5千円の減額は、保険給付費の実績見込み額に基づき、試算計上をいたしました。

次に、歳出につきまして、11ページの総務管理費、一般管理費455万7千円の増額は、平成24年4月1日施行の介護保険制度一部改正に伴うシステム改修の経費でございます。

12ページの保険給付費、介護サービス等経費654万7千円の増額。13ページの介護予防サービス等諸費709万5千円の減額、高額介護サービス等費11万6千円の増額。14ページの特定入所者介護サービス費151万4千円の増額につきましては、それぞれの実績見込み額に基づき試算計上をいたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんか。

4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 12ページ、13ページにもわたるんですが、ちょっと私もわからんことがあるんですけども、いわゆる12ページの1番左の補正前の額というのは、いわゆる、これ、ほとんど見たら当初予算なんですね。だから結果として、これは今回の補正予算みたいな時期に出される内容ですが、すべて6番まではすべて補正がなくてですね、当初予算からの結果の補正だと思うんですけども、ちょっとその流れをちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） 当初予算を組みまして、今10カ月分のサービス費用支出しておるところでございまして、その10カ月、後2カ月残しておりますけども、後2カ月残った中で、現在補正に計上させている予算が、足りないところがあったり、一部不用なところがあったりということで補正を計上させていただいたものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 12ページお願いします。先ほどの1の居宅介護サービス給付費がですね、補正額では2,500万円、ずっと下はマイナスになってますけど、そこで調整の感じの額が金額で650万円補正になるんですけど、正味のところこのたまたま施設介護費なんか少なくなって、その補正額の金額が少なくなるとるんですけど、この2,500万円というのは、すごく対象者がふえたいような解釈で、これからもちょっと心配な部分があるんですけど、その辺はどんなんですか。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） 介護サービスにおきまして、1番上の居宅介護サービス、これは在宅でのサービスということと、3番目の施設サービスがございます。今言われたんですけども、あるいは2番目の地域密着型サービスということで、本町の場合その居宅サービスについて給付費が、施設から在宅への移行の中です、居宅サービスが伸びておるということで、この106.3%の伸びで今回計上させてもらったということで、施設サービスにつきましては、今ほぼ若干減少ないし同じ水準を推移しておるという状況になっております。大きな流れとしては、在宅移行の中で、本町もその流れにある程度沿ってるというふうなところで認識しておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

瀧野副議長。

○11番（瀧野純敏議員） 9ページの歳入のうちの1番なんです。第1号被保険者の保険料なんです、ここへ300万円増額になっとるんじゃないけど、これ高齢者のほうからあげるのか。それからこれによってまた来期はこれに付随してまた上げてくるのか、その辺を聞かせていただきたい。このままで今これもことしで後期の分なのか、これを一緒にした次にまた来年度に上がるのか、その辺の意見を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 河本住民課長。

○税務住民課長（河本和彦君） お答えいたします。300万円補正、今回計上いたしましたが、これは当初賦課8月に行うんですが、それ以降の転入でありますとか、誕生日が到達して対象者になった方、65歳になって。そういう方での約300万円補正を計上させていただきましたので、当然24年度の予算につきましては、そこら辺はあくまでも当初から取り込んだ額ということで計上をさせてもらってます。ただし、今回のように補正後、本賦課後です、さらに移動とか、ふえる要素がありましたら若干ふえたり減ったり、逆に減ってることもありますんで、そういったことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑ありませんか。

7番姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 13ページの介護予防サービスなどの諸費のところ、1番の介護予防サービス給付費がマイナス698万円、この予防サービスというのはどのよ

うな具体的に教えてもらえますか。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） 介護予防サービスは要介護認定において要支援1、要支援2の方が受けられておるサービスで、基本的には訪問介護とか、通所サービス、デイサービスとか、あるいはショートステイとかそういったものでございます。要介護認定者が受ける場合は居宅サービス、要支援者が受けられる場合は介護予防サービスという形で分けられております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 12ページの保険給付費の目で、地域密着型介護サービス給付費、これが2,100万円のいわゆる当初予算ですね、1,100万円も減というのは、これは政策と予算のずれなんですか。ちょっと確認お願いします。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） お答えいたします。地域密着型サービスにつきましては、グループホームについての費用でございますけども、今年度、今、整備をしておりますグループホームにつきましては、整備が若干早まることがあってはいけないので、2カ月分について計上をさせていただいておりましたけども、結果として4月からの開所ということで、その2カ月分の費用を減額させて、計上させてもらったものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第4号「平成23年度坂町介護保険事業特別

会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定をすることに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りいたします。

午前中の会議はこれぐらいにして、午後1時から再開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 午後の再開は、午後1時からさせていただきます。暫時休憩をいたします。

（休憩 午後0時00分）

（休憩 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第5号「平成23年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第5号「平成23年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、御説明を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の決算見込み及び広島県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額から14万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,898万8千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で後期高齢者医療保険料28万円の増額は、滞納繰越分の収入見込みに基づき計上をいたしました。繰入金、一般会計繰入金13万4千円の減額は、広域連合からの通知に基づき計上をいたしました。

次に、10ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金14万6千円の増額は、

保険料及び保険基盤安定繰入金の合計額を広域連合に納付するもので、保険料の収入見込み及び広域連合からの通知に基づき計上をいたしました。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 9ページをお願いします。今、説明があった滞納繰越分の28万円、入ってきていいことだと思うんですけど、坂町のこの後期高齢者医療保険に関してから滞納金があんまりないという認識持つとるんですけど、その辺をちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 河本税務住民課長。

○税務住民課長（河本和彦君） お答えいたします。後期高齢者医療の滞納繰越分、23年度調整額で103万6千円ございます。調停ですね、この滞納繰越の方は、基本ほとんどの方が御存知のように年金からの特徴ということで、年金等特徴できない少額の方、普通徴収ということで、普通徴収者の中で滞納が発生しているということでございます。後期高齢者が20年に制度が発足以来年数を重ねて、現在の100万円、今先ほど言った滞納繰越額になっております。過度の徴収、なかなか所得が少ない方ということで、普通の資産、支払う能力のある方とは区分をしながら分納徴収とかいうことで徴収させていただいた額が、今回の結果に反映してるんだと思います。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第5号「平成23年度坂町後期高齢者医療特

別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第6号「広島県後期高齢者医療広域連合会規約の変更について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第6号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」御説明を申し上げます。

この規約変更は平成21年に外国人登録法が廃止され、外国人登録事務が住民基本台帳法に移行し、本年7月9日から施行されることに伴い規約を変更をするもので、外国人住民も日本人住民と同様に、住民票に記載されることとなります。広域連合規約では、関係市町の負担金の額を別表第3で規定し、その別表の備考において、高齢者人口割及び人口割については、住民基本台帳及び外国人登録原票に基づくものと規定をしていることから、外国人登録原票の字句を削除をいたすものでございます。

なお、広域連合規約の変更については、地方自治法第291条の3第3項の規定により、関係地方公共団体の協議が必要であり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第6号「広島県後期高齢者医療広域連合会規約の変更について」の件を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第7号「坂町印鑑条例の一部を改正について」の件、日程第10 議案第8号「坂町手数料条例の一部改正について」の件及び日程第11 議案第9号「坂町部設置条例の一部改正について」の件を一括議題とします。

3議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第7号「坂町印鑑条例の一部改正について」、議案第8号「坂町手数料条例の一部改正について」及び議案第9号「坂町部設置条例の一部改正について」は関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

これらの条例改正は、平成21年に外国人登録法が廃止され、外国人登録事務が住民基本台帳法に移行し、本年7月9日から施行されることに伴い関連条例を改正するもので、外国人住民も日本人住民と同様に住民票に記載されることとなるため、坂町印鑑条例中の外国人登録の字句及び坂町手数料条例中の外国人登録に関する証明手数料並びに坂町部設置条例中の総務部の分掌事務から外国人登録の字句を削除をいたすものでございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第7号「坂町印鑑条例の一部改正について」の件、議案第8号「坂町手数料条例の一部改正について」の件及び議案第9号「坂町部設置条例の一部改正について」の件、3議案を一括して採決します。

議案第7号、議案第8号、議案第9号の3議案を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員であります。

議案第7号、議案第8号及び議案第9号の3議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第12 議案第10号「コミュニティーホール坂条例の一部改正について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第10号「コミュニティーホール坂条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

本年4月に開館いたしますコミュニティーホール坂につきましては、地方自治法第228条第1項の規定により、各室の使用料を定めるものでございます。新旧対照表をごらんください。

各室の使用料につきましては、別表のとおりでございます。なお、金額につきましては、町民センター、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター等との整合性、他市町の状況を考慮し定めたものでございます。また、本施設の冷暖房設備使用料の納付につきましては、冷暖房設備に直接硬貨を投入する方法にいたしておりますので、第6条及び別表備考の一部改正をいたしております。なお、施行期日につきましては、平成24年4月1日でございます。

その他、この条例の施行に伴い変更となる申請様式につきましては、規則を改正することといたしております。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） 新旧対照表に使用料が載っております。面積使用料、1時間当たりの使用料と暖房設備の使用料。今、ちょっと説明があったんですが、面積でいくんかなと思ましてですね、1時間当たりの使用料こう見ますとそうでもない。暖房設備についても面積でいくんかなというようなことを見ますとそうでもない。この数値が妥当なんかどうかというのは、先ほど説明がありましたように、他の施設とか現在運営している施設を参考にしとるいうんですが、それがちょっと見えないんです。本当にこれが妥当なんかというの、ちょっとわからないんですが、そこら辺の数値がわかればですね、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） お答えいたします。室料に関しましては面積で割り出しております。それで議員さん御指摘の面積でいってるのであれば割り切れないところなんですけど、30平米までは100円、50平米までが210円、この210円がですね、200円プラス消費税になっております。30平米までの100円に対しましての消費税5円はですね、切り捨てになっておりますので、そこは100円で計算させていただいております。

それと、冷暖房につきましては、部屋の大きさでいきますので、硬貨投入で部屋に、小さい部屋には硬貨投入口が一つしかありませんけど、大きくなると投入口が二つとかというふうになってきますので、100円で計算させていただいております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第10号「コミュニティーホール坂条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第11号「坂町留守家庭児童会設置条例の一部改正について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第11号「坂町留守家庭児童会設置条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

坂町教育委員会では、放課後保護者のいない児童の健全育成を目的に、小学校1年生から3年生を対象に留守家庭児童会を開設し、安心して子育てのできる環境整備を図っております。この児童会運営費の財源は、保護者負担金、厚生労働省の放課後児童健全育成補助金及び町費でございます。保護者負担金は平成6年度から平成10年度まで1人当たり3千円、平成11年度から1人当たり5千円を受益者負担として徴収をしております。

しかし、現在の厳しい社会状況や子育て世代からの強い要望等を勘案し、暫定的ではございますが保護者負担金を月額2千円、同一世帯で2人以上が加入する場合の2人目以上は、1人当たり月額1千円に減額改定いたしたく議会の議決を求めるものでございます。なお、施行期日につきましては、平成24年4月1日でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） また、同じような質問をするんですが、5千円を2千円に改めると。それから二人目以上は一人当たり月額1千円と、こうなるとるんですが、これがですね、もうちょっと安くないのかという疑問ですね。そのためにはこの金額が妥当ですよ。これこういう根拠に基づいて出しておるから妥当ですよという説明をお願いしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答え申し上げます。この保護者負担金につきまして、今現在5千円でございますけれども、近隣市町等の負担金いろいろでございます。処置時間と申しますか、時間についてもそれぞれ市町によって違っております。それで、今1人目が2千円で1千円とするのがどういう根拠かということでございますけれども、これにつきまして、これがはっきり理由ですということはございませんけれども、保護者の負担を軽減するために、お二人入られた場合にはですね、1人目が2千円2人目が1千円、合計3千円程度ということになればですね、随分な軽減になるんじゃないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

瀧野副議長。

○11番（瀧野純敏議員） この5千円から2千円になったんですけどね。これによって徴収率、要するに100%あるのか、それとも90%になるのか。その辺の考えはどう考えておられるのか。使用料の徴収です。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。これにつきましては、5千円で今現在徴収しておりますけれども、これが保護者負担金、合計額で若干人数で違いますけれども、600万円程度いただいております。それが今度2千円と1千円になりますと、これも見込みでございますけれども270万円程度となります。原則ですね、この負担金につきましては、100%入っておりますので、よろしく願いします。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第11号「坂町留守家庭児童会設置条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員であります。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第14 議案第12号「坂町立町民体育場設置及び管理条例の一部改正について」の件及び日程第15 議案第13号「坂町立町民体育場使用料条例の一部改正について」の件を一括議題とします。

2議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第12号「坂町立町民体育場設置及び管理条例の一部改正について」及び日程第15 議案第13号「坂町立町民体育場使用料条例の一部改正について」は関連がございますので、あわせて御説明を申し上げます。

このたびの改正は町民グラウンド(仮称)町民交流センター整備事業用地、当該事業や県道事業に伴う移転代替地及び町道新設用地とすることに伴い、町民グラウンドを廃止いたしますので、関係条例の一部を改正するものでございます。

坂町立町民体育場設置及び管理条例の新旧対照表をごらんください。

第3条の表から坂町立町民グラウンドを削除いたしますのでございます。

次に、坂町立町民体育場使用料条例の新旧対照表をごらんください。

別表から町民グラウンドを削除いたしますのでございます。

なお、施行期日は両条例とも平成24年4月1日でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） この料金とは別の話なんですけど、この坂町立町民体育場設置及び管理条例の新旧対照表の中ですら、改正案のところを見ていただければわかるんですが、坂町立町民体育館というのと、坂町立北新地グラウンドというのが2件、住所も一緒なんです。これはなぜこう2件を計上、ここに記入しなくてはいけないのか、その理由をちょっと。1件にまとめられないのかと。紛らわしい、住所も一緒ですからね。そこら辺でちょっと説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。新旧対照表をもう一度ごらんいただけますでしょうか。第3条ですが3段目です。坂町立北新地グラウンド、その下が坂町立北新地芝グラウンドとございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

9番大田議員。

○9番（大田直樹議員） もう書き換えが決まってるんよね。そして町民体育館ももう書き換えるんだけど、まだ使わすからここへ残してあるのかどうか。4月1日からグラウンドのほうは施工する。町民体育館のほうはまだ残っておる。そこの意味ですね。どうせなら両方とも一遍に済ませてしまえばよかったんじゃないかなというふうな思いもするんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） お答えいたします。町民体育館のほうはまだ来年度24年度使えるようになってますので、利用者もいますし、使えるように町民体育館のほうはそういうふうで、形で整理させていただいております。

○議長（川本英輔議員） 9番大田議員。

○9番（大田直樹議員） じゃ、町民グラウンドもまだ工事に入るわけじゃないんだから、工事が入って決まったこれが9月1日とかかね、もうそこから入るとか決まった時点で、それまでは使わせてあげりゃええのになというふうな思いもするんですが、どうなんですかね。

○議長（川本英輔議員） 三登建設部長。

○建設部長（三登英生君） お答えをします。先ほどの3月補正で町民グラウンドの場所に道路をつくったり、代替団地をつくる補正を落としていただきました。それに基づいて町民グラウンドのほうの代替地のほうを整備をするということで、なるべく早く設計を済まして、なるべく早く発注をするということで、先行的に町民グラウンドのほうを先に廃止をしていただいて、体育館のほうはもう少し後になって体育館を取り壊しますので、時期がずれるということで町民体育館のほうは、まだ廃止をせずに利用をしていただくということで、条例の改正になっております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第12号「坂町立町民体育場設置及び管理条例の一部改正についての件及び議案第13号「坂町立町民体育場使用料条例の一部改正について」の件、2議案を一括して採決します。

議案第12号、議案第13号の2議案を原案のとおり決定することに、賛成の方は举手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

議案第12号及び議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第16 議案第14号「坂町敬老年金条例の一部改正について」の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第14号「坂町敬老年金条例の一部を改正する条例について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、坂町敬老年金を年額6千円から年額3千円に減額し、その財源を高齢者の保健福祉の増進等に活用をいたすものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これもって、質疑を終結します。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第14号「坂町敬老年金条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第14号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第17 議案第15号「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」の件、日程第18 議案第16号「坂町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について」の件及び日程第19 議案第17号「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」の件を一括議題とします。

3議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第15号「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正

について」、議案第16号「坂町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について」及び議案第17号「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」は関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

今回の条例改正は受給者の一部負担金を軽減することにより、受給者の負担を軽減し、もって福祉の向上を図ることを目的に改正をいたすものでございます。

改正内容について御説明を申し上げます。坂町重度心身障害者医療費支給条例第5条中200円を100円に改め、次に、坂町乳幼児等医療費支給条例第6条中500円を200円に改め、次に坂町ひとり親家庭等医療費支給条例第6条中500円を200円に改めるものでございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、採決を行います。

これより、採決は1議案ごとに行います。

議案第15号「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」の件について討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これより、議案第15号「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員であります。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第16号「坂町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第16号を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第17号「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第17号を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員であります。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第20 議案第18号「坂町介護保険条例の一部改正について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第18号「坂町介護保険条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成24年度から平成26年度の第五期介護保険事業計画期間内における第1号被保険者の保険料率について、介護保険法施行令の規定に基づいて条例の規定の整備を行うものでございます。

改正の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

所得階層ごとの保険料率を規定している第6条につきまして、介護保険サービス見込み料の増加や介護報酬の改定等による第五期介護保険事業計画の見直しに伴い保険

料の基準月額を4,500円から5,440円に増額するとともに、低所得者等の負担を軽減をするため、所得階層を7段階から10段階といたしたものでございます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第6条は平成24年度から保険料率の改正に伴って、平成21年度から平成23年度を平成24年度から平成26年度に改め、第6条第6項の合計所得金額が125万円以上200万円未満を合計所得金額が125万円以上190万円未満とし、合計所得金額が119万円以上のものについて、500万円までの細分化を行うものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと1点だけお聞きします。先ほど7段階から10段階いうふうにこう言われたんですが、この段階をふやすというのは、町のほうで条例をつくれば幾らでもある程度対応できるというふうに理解しとっていいんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） お答えいたします。基準の段階が第4段階にあるんですけども、それより1、2、3低い段階につきましては、国の政令のほうで決まっております、そこに基づいて基本的には設定をすることになってまして、それより上の段階につきましては、今回のように町のほうで検討しながらふやすということができるようになっております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第18号「坂町介護保険条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第18号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第21 議案第19号「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第19号「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律が、昨年公布されました。これに伴い公営住宅法及び同法施行令の一部入居者資格のうち、同居親族要件の廃止や入居収入基準が改正され、各自治体の条例に委任されることとなりました。内容につきましては、これまでは入居時には同居する親族があることが条件でしたが、このたびの改正ではこの条例が廃止されました。

また、当初の入居者資格の収入基準につきましては、政令月収15万8千円を上限としていましたが、改正された基準では、裁量段階の上限までの範囲で、各自治体の条例で定められることとなりました。

本町の町営住宅は、若者世帯の入居の促進を図ることを目的としておりますことから、同居親族要件及び収入基準につきましては、従来の基準を継続していきたいと考えております。本議案は、これら改正された公営住宅法及び同施行令の条文との整合性を図る必要があることから町条例を改正をいたすものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第19号「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第19号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩をしたいと思います。

再開は2時からいたします。

(休憩 午後1時45分)

(再開 午後2時00分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第22「平成24年度町長施政方針及び教育行政方針」を行います。

最初に、平成24年度町長施政方針を行います。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) それでは、「町長施政方針」を述べさせていただきます。平成24年度の坂町政を推進するに当たりまして、施策の方針を述べ、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきたいと思います。

我が坂町は自然に恵まれた健康で文化的な住みよい町を将来像として、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを推進をいたしております。近年特に各種施策を総合的に推進する地方公共団体の役割は、ますます重要になっており、町民に身近な生活

関連社会資本の整備、本格的な少子高齢化社会に対応した福祉の充実等への積極的な取り組みが期待されているところでございます。

我が国の経済は長引く景気低迷に加え、東日本大震災の影響により企業収益を中心に依然として厳しい状況にあるものの、国における各種の施策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待されております。一方で、世界的な金融経済危機による急激な円高、株価の下落等により景気の下振れが懸念をされております。本年度は地方税収の減が見込まれ、依然として地方公共団体を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、本町ではこれまでも職員数の削減や事務事業の見直しなどに取り組んでまいりましたが、現下の厳しい財政状況の中で、単独町政の維持を図るためには、身の丈にあった自主自立の行財政運営と一層の行財政改革が必要と考えております。

このため昨年度策定をいたしました坂町第二次行政改革推進計画に基づき、満足度の高い行政サービスの提供、自主自立が可能な行財政基盤の確立など、行財政全般にわたる改革を引き続き積極的かつ計画的に進めてまいります。

また、坂町議会におかれましては、開かれた議会等を目指し昨年坂町議会基本条例を制定をされましたが、今後とも町民福祉の向上と町行政の発展にともに努めてまいりたいと考えております。本町は単独町政を維持し自主自立の行財政運営を図るため、施策として子育て支援住宅等の整備を行い若い世代の定住化を促進をいたしております。この結果、平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では、新たな住宅を整備され人口が増加しているものの、その他の地区では少子高齢化が進み、過疎化も懸念される状況となっています。

こうした状況から地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展を図り、世代間の循環が可能な地域を構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区岸の海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、安全安心なまちづくり、住環境づくりによって防災面はもとより民生の安定、若者の定住できる環境整備を行ってまいります。

本町の発展のためにはこれらの整備が必要不可欠なものと考えておりますが、これらの整備に必要な経費に対しまして、財源の確保が十分になされない場合には、議会の皆様と御相談をいたしながら、事業の性格に応じた新たな財源の確保についても検

討をしていかなければならないと考えております。

今後とも親から子へ子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまちづくりを目指して、各地区住民福祉協議会ともさらなる連携を深め、将来にわたって足腰の強い坂町を町民の皆様と一体となって創造してまいります。平成21年度に策定をいたしました坂町第四次長期総合計画は、平成31年度の目標年次として10年間の計画といたしており、本年度は計画を本格的に前進させる年と位置づけております。計画の推進に当たりましては、坂町の将来像である自然に恵まれた健康で文化的な住みよい町の実現を目指し町民と行政がまちづくりの目標を共有し、さらに互いに協力することによって、豊かな生活や地域社会を創造し、小さくても光輝きのある町にするため、私以下全職員がさらに前進する思いで事務事業に取り組み、本年度におきましては、主として次の緒事業を展開してまいります。

- ・ 広島都市圏東部地区の拠点としての中心的役割を果たす  
「平成ヶ浜地区及びその周辺地区の都市機能の充実」
- ・ 交通ネットワークを形成する  
「県道坂小屋浦線の整備」 「都市再生整備計画事業の推進」 「町内循環バス事業の推進」
- ・ 都市の根幹的施設としての  
「公共下水道水洗化率の向上」 「下水道長寿命化計画事業の推進」
- ・ 公共用水域の水質保全及び生活環境の向上のための  
「浜宮ポンプ場滞水池の整備」
- ・ 美しいまちづくりを推進する  
「環境美化事業の推進」
- ・ 横浜地区沿岸の高潮に対する浸水被害を防止する  
「海岸保全施設整備事業の推進」
- ・ 総合的な福祉サービスの提供を推進するための  
「福祉事務所の充実」
- ・ 生き生きとした生活を実現するための  
「健康づくりの推進」
- ・ 活力ある長寿社会を創造するための  
「第五期介護保険計画の推進」 「介護保険予防の推進」

- ・子育てに優しい環境整備のための  
「保育施設の耐震化の推進」「保育施設民営化の検討」「病児保育の推進」
- ・乳幼児保育、乳幼児教育の充実のための  
「次世代育成支援事業の実施」
- ・地域づくり人づくりの核となる  
「町民体育館の建てかえ」「生涯学習活動・スポーツ・文化活動の振興」「魅力ある図書館サービスの充実」
- ・郷土愛を育てるとともに将来の文化発展に寄与する  
「坂町史の編さん」
- ・国際化に対応した  
「小・中学校英語教育の充実」「海外研修の実施」
- ・健康づくりとコミュニティづくりを目指す21世紀健康増進公園ネットワーク整備の一環として  
「ウォーキングトレイル事業の推進」
- ・観光レクリエーションの振興のための  
「ベイサイドビーチ坂の活用」
- ・平日役場に来庁することができない方のための  
「土曜日の隔週開庁の本格導入」

このような主要な事業を皆様の英知とエネルギーを支えに「希望と生きがいを感じるより豊かなまち」を目指して、全力を挙げて取り組んでいく決意でございます。

以下、主要な施策について、基本的な方針を述べさせていただきます。

## 1 魅力ある地域を築く基盤づくり

多くの人が集い、生活・文化の中心的役割を果たす市街地は、高度な都市機能が求められており、バランスのとれた土地利用、幹線道路及び生活道路の整備、三位一体の防災対策などに努め、魅力ある都市空間の形成を図ります。そのため、県道坂小屋浦線を中心とした交通体系の整備を図ることにより良好な生活環境を確保するとともに、地域特性を生かしながら人や環境に優しい施設と効率的で計画的な基盤整備を進め、都市機能と自然環境の調和のとれたまちづくりを推進をいたします。

平成ヶ浜地区及びその周辺におきましては、民間企業、マンション、戸建住宅、大型商業施設などが進出し、警察学校、県警機動隊、町営、県営住宅などの施設も整備



をされました。引き続き、町民が豊かな生活を創造できる行政・教育・文化など多様な都市機能が集積した中心拠点の充実を図ります。

近年、本町では大型商業施設の進出が相次ぎ、近隣市町から多くの買い物客が訪れています。また、警察学校や県警機動隊の業務開始及び企業の進出などにより国道31号の交通量が著しく増加し、慢性的な交通渋滞が発生をしており、町民生活のみならず産業活動にも重大な支障を及ぼしています。特に渋滞が著しい区間の緩和対策として、早期に4車線化の整備を実施していただくよう近隣自治体と連携を図りながら引き続き関係機関へ働きかけてまいります。

県道坂小屋浦線は、坂地区の主要な道路である町道総頭川1号線がJRと平面交差していること、狭隘であること等から防災上、安全上、交通渋滞など様々な課題を解決するための道路として、平成13年3月に都市計画決定が行われました。関係地権者をはじめ多くの方々に御理解をいただき、平成ヶ浜から町道総頭川1号線までを1工区して、現在用地買収を進めております。県道坂小屋浦線は坂地区市街地の骨格道路として、まちづくりを行う上でぜひ必要な道路であり、引き続き関係地権者の方の更なる御理解、御協力をいただきながら道路用地を確保し、工事着手に向けて広島県と共に事業を推進してまいります。

生活基盤に欠かせない町道等公共施設の整備につきましては、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通利便性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す中で、坂地区においては住民代表による「坂地区まちづくり協議会」から道路整備などの「まちづくり方針」が提案されております。

本町といたしましても、この「まちづくり方針」の実現に向けて、地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、一期計画を実施してまいりました。引き続き二期計画として「都市再生整備計画事業」を導入し良好な住環境を支える生活道の整備を目的として、円滑な運行の確保とあわせて県道坂小屋浦線とのアクセス向上のための新設道路などを積極的に推進してまいります。

地域において身近に利用される生活道路につきましては、道路の改良や歩道の整備による安全対策を進めてまいります。町内道路の一方通行等につきましては、道路改良等に伴い地域住民の理解が得られる場所について関係機関と協議のうえ、人に優しい道づくりを推進してまいります。

公園緑地等の整備につきましては、これまで計画的に実施いたしており、本年度も引き続き既存公園の整備改修を実施いたします。また、「21世紀健康増進公園ネットワーク計画」に基づき、遊歩道整備を行ってまいりましたが、昨年度は坂地区において都市再生整備計画事業を導入し、さらなる緑のネットワーク及び地域住民の憩いの場を形成するため浜田公園の再整備をいたしました。国から補助採択を受けているウォーキングトレイルは「潮の香ルート」に続き、「ふれあいルート」、「やすらぎルート」が完成し、現在「坂めぐりルート」の整備に着手をしておりますが、坂町全体の1日も早い完成を目指してまいります。

本町の公共下水道事業につきましては、昭和61年度に事業着手して以来、早期完成を目指し鋭意整備を進めてまいりました。平成16年度には平成ヶ浜等の開発区域を含め約380haの面整備が完了し、市街化区域面積に対する整備率はおおむね100%となりました。生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業経営の安定化を推進するため、一日も早い水洗化率100%を目指して努力してまいります。

公共下水道計画区域外の地域では、小型浄化槽の補助制度を活用していただき、町内全体の快適で健康的な生活環境づくりを推進してまいります。

雨水排水対策につきましては、計画的に町内5カ所に雨水ポンプを整備をしましたが、供用開始から20年以上経過した雨水ポンプ場施設において、長寿命化を含めた計画的な改築等を行い、事故の未然防止及び将来にわたっての維持管理費の削減を図ることを目的とした下水道長寿命化計画に基づく施設整備を実施するため、本年度は浜宮ポンプ場、横浜ポンプ場の長寿命化に向けた実施設計を行います。

さらに浜宮ポンプ場においては、公共用水域の水質保全及び生活環境の向上のために、ポンプ場内の滞水池の整備を実施いたします。また、横浜ポンプ場においては、近年の集中豪雨に対応するための浸水対策関連調査業務を実施いたします。これらの改築更新を計画的に実施するとともに、滞水池の適正な維持管理を図るため、丸子ポンプ場及び向田ポンプ場の浚渫工事を実施いたします。

## 2 安心して人に優しい環境づくり

坂町の豊かな自然や歴史的、文化的資源を生かした景観のよいまちづくりを進めるとともに、災害などに対する施設整備に努め、安全安心なまちづくりを推進いたします。

また、自然環境と共生し、あらゆる世代の町民が安全で快適に住み続けられるよう

親から子へ、子から孫へ循環可能な地域づくりを町民とともに進めてまいります。

森林保全につきましては、「ひろしまの森づくり事業交付金」を活用し、多くの方々が利用される遊歩道周辺の森林を中心に整備し、景観形成や都市近郊林で人が森林に親しめる森づくりを推進をいたします。

生活バス交通は、地域住民、特に高齢者をはじめ交通弱者の方々にとって欠くことのできない公共交通主題であるため、病院、役場及び坂駅等に手軽に行ける町民ニーズに沿った町内循環バスを平成15年4月から運行をいたしており、多くの町民の方々に利用をさせていただいております。平成16年度は2台目のバスを購入し、小屋浦地区及び坂地区にも可能な範囲で延伸をいたしました。

平成21年度には坂町循環バス事業の継続運行と、バス車両の長寿命化のため新規にバス1台を購入をいたしました。昨年度には利用者の多い坂駅等のバス停3カ所に日よけ、ベンチを設置いたしました。本年度もバス利用者の利便性向上を図るため、特に利用者の多いバス停1カ所に日よけ、ベンチを設置をいたします。今後も運行形態の検討も併せ引き続き現路線のさらなる利用促進を図るよう努力してまいります。

ごみ排出抑制、資源化、リサイクル等につきましては、資源ごみの処理施設と一時保管施設を集約したリサイクルセンター坂を拠点として、町民・事業者の御協力をいただきながらごみの減量化等の推進に努めてまいります。ポイ捨てによる空き缶、吸い殻等の散乱を防止することにより、地域環境の美化推進を図り坂町の良好な環境を保全するため、「坂町環境美化の推進に関する条例」を制定し啓発に努めております。今後とも町民・事業者・関係団体等と行政が連携・協働し、ごみのポイ捨て防止や地域の清掃活動を促進し美しいまちづくり推進してまいります。廃棄物の処理に関しましては、ダイオキシン類の発生を抑え、自家発電も行う「熱分解ガス化熔融炉」を県内では初めて導入した安芸クリーンセンターで、広域処理体制による可燃ごみ処理の適正化、効率化を推進をいたします。

環境問題につきましては、地球温暖化防止・二酸化炭素の排出削減を推進するため全世帯に配布をいたしましたマイバックを活用していただき、引き続きレジ袋の削減に努めてまいります。

また、町内に設置している外灯につきまして、蛍光灯からLED照明への取替えを進めてまいります。将来の世代に良好な環境を継続するため、環境基本計画を策定しているところであり、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、本町における

環境の保全・管理を進めてまいります。

消防、防災体制につきましては、常備消防業務を広島市へ事務委託したことにより経費負担は軽減され、日常の消防・救急業務はもとより大規模災害や特殊災害への絶体的消防力が強化されました。広島市消防局、坂町消防団、坂町女性防火クラブ、坂町少年消防クラブ、各地区自主防災会と密接な連携を図り、複雑多様化する災害に対応し地域住民の安全を確保するため、「坂町地域防災計画」に基づき害に強いまちづくりに向けた防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・充実等の促進、消防機材、安全装備品の整備充実に努めてまいります。

災害時の情報連絡、行政事務連絡及び観測データの情報収集、伝達を目的として、人工衛星を利用した広島県総合行政通信網が整備されたことにより、即時に映像での災害時の状況が国・県・市町間で共有でき、迅速な支援体制の構築や的確な対策の実施が可能となっております。本年度は新たに衛生携帯電話を2台整備し災害時の連絡手段の強化を図ります。昨年度は「大雨土砂災害」、「地震、津波」などによる災害から住民の身を守るため、有事の際の避難場所の確認や避難経路を地域住民とともに検証し、よりよい避難方法を身につけることを目的として、避難訓練を町内一円において2回実施をいたしました。この大雨土砂災害を想定した避難訓練と地震、津波災害を想定した避難訓練で、ちょうだいをいたしました御意見等を次の避難訓練につなげていきたいと考えております。

また、本年度は大規模な災害の発生を想定し、防災関係機関、町民及び行政が一体となって訓練を実施することにより、実践能力を高めるとともに、災害時における緊密な連携協力体制を構築するため、総合防災訓練を実施するなど、引き続き町民の生命と財産の保護のため体制強化に努めてまいります。

デジタル方式へ更新された防災行政無線は、県内初の導入となりました全国瞬時警報システムを装備し、大規模地震発生時や各種武力攻撃における緊急情報を瞬時に提供することが可能となっております。防災対策の一環である急傾斜地の防災工事につきましては、これまでも計画的に整備を行っており、本年度も緊急度の高いところから引き続き工事の施工をいたします。天地川に設置されている砂防堰堤は老朽化がかなり進んでいるため、広島県においてより事業効果の高い新たな砂防堰堤が計画されております。用地買収もほぼ終了し昨年からの工所用道路の工事に着手しております。今後も本体工事の早期着手に向け県に要望してまいりたいと考えております。

台風などによる沿岸部の越波対策について、横浜海岸のうち横浜東1丁目の町護岸及び横浜小学校付近の県護岸の嵩上げ等、海岸線の整備は県が国庫補助事業として工事を実施し完成をいたしました。離岸堤の設置につきましても一部工事に着手しており、今後も早期完成に向け県や国に強く要望してまいりたいと考えております。

防災対策につきましては、現在実施いただいている自主防災パトロールの支援、防犯組合等による啓発活動の充実を図り、安全・安心な住みよいまちづくりを推進していくため、地域・警察・行政・関係団体等がそれぞれの役割を担い協働して防犯活動を推進してまいります。

特に、昨年度、坂町暴力団排除条例を制定したところであり、行政・町民・事業者が一体となって地域ぐるみで暴力団の排除に向けて引き続き啓発をしてまいります。

さらに平成ヶ浜地区に警察学校及び県警機動隊の業務が開始されております。これにより犯罪の抑止効果が期待され、町民の安全・安心の確保に大いに効果があるものと考えております。

交通安全対策につきましては、海田警察署、坂町交通安全協会等の関係機関と連携のもと、交通安全意識の高揚と交通道德の涵養を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発活動の充実に努めながら生活道路の整備にあわせて、交通安全施設の整備や交通規整等を図ってまいります。

近年、情報通信技術の進展や高齢化など社会情報が大きく変化する中で消費者を取り巻く環境も多様化し、多くの高齢者を含む消費者トラブルが増加をいたしております。このような状況の中、地域住民が日々安心して暮らせるよう消費生活相談窓口を通じて、消費生活の苦情相談に対する助言、斡旋や情報提供等を実施し、消費者被害の拡大防止に努め、消費生活の安定と向上を目指してまいります。

### 3 生きがいをつくり出す社会づくり

活力あるまちづくりを推進するためには、町民一人ひとりが健康で、生きがいを持った生活が送れることが重要です。少子高齢化が進展するなか、保健・医療・福祉・介護の各施策を積極的に推進してまいります。保健・医療につきましては、引き続き保健センターを中心に健康教育・健康相談・訪問指導などの保健事業に取り組んでまいります。

町の健康増進計画である「健康さか21」につきましては、本年度に現状等について分析、評価を実施し計画の見直しを行います。安心して出産や子育てのできるまち

を目指して、昨年度は不妊治療を受けている方の高額な治療費の負担の軽減を図るため、新たに不妊治療費への助成を開始いたしました。本年度は不育症の方に対しての不妊治療費の助成を実施いたします。

また、引き続き乳幼児などへの家庭訪問の強化やヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、女性の子宮頸がん予防ワクチンの無料接種を実施をするなど、母子保健医療の充実に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、本年度から認知症高齢者グループホームが稼働いたします。高齢化の進展に伴い増加している要介護者への対策として、引き続き介護基盤の整備を図るため第五期介護保険計画を推進し、小規模特別養護老人ホームの整備について検討してまいります。

また、要介護となるのを防止する介護予防対策についても引き続き取り組むとともに、高齢者の死亡要因の上位となっている「肺炎」の予防を図るためインフルエンザワクチンに加え、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種の助成を実施してまいります。

ひとり暮らし高齢者や認知症の方の増加など多様化している高齢者に関する様々な課題や相談に対応するため、地域包括支援センターを核として、関係機関が連携する高齢者安心見守りネットワークの構築に引き続き取り組み、高齢者の地域生活を支えるまちづくりを推進してまいります。

福祉医療費助成事業につきましては、「重度障害者医療費助成制度」、「乳幼児医療費助成制度」及び「ひとり親家庭等医療費助成制度」の医療費の一部負担金をさらに減額し、対象となる利用者の負担を軽減いたします。

障害者福祉につきましては、坂町障害者計画、坂町障害者福祉計画により障害のある方もない方も、だれもが家庭や住みなれた地域の中でともに生活が送れるように障害者福祉サービスの計画的な提供を進めてまいります。

本年度は新たに障害者施設通所のための交通費助成を行います。多様化、高度化しているさまざまな福祉サービスの提供に当たりましては、相談支援体制や就労支援体制の充実を図り、平成21年4月に設置した福祉事務所を中心に、総合的な福祉サービスの提供に努めてまいります。

少子化や核家族化の進行により保育環境に対するニーズが多様化している中で、次世代を担う若い人々の定住化を促進し、町の活性化を図るため坂町次世代育成支援行動計画に基づき、すべての子どもが心身ともにすこやかに育ち、安心して子育てがで

きる環境づくりを進めてまいります。

本年度は坂保育所民営化の検討、小屋浦保育所の耐震化の推進、さらには病児保育を進めてまいります。子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本認識のもと、家庭教育の重要性を啓発し、子育て支援センター、公立保育所、私立保育園及び地域等が連携した子育てネットワークによる地域ぐるみの子育て支援環境づくりに努めてまいります。

男女共同参画社会につきましては、性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会の実現に向け、坂町男女共同参画プランにより意識啓発や地域における環境づくりを推進してまいります。

#### 4 夢や希望をはぐくみ、きずなをつくる人づくり

子どもから大人まで、町民一人ひとりが夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるような社会を形成するとともに、坂町の将来を担う子ども一人ひとりが社会の変化に的確に対応する英知や技能、人や自然へのやさしさ、想像力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などが培えるように、生きる力を育む教育を推進し、知・徳・体の調和のとれた人間の育成に努めてまいります。

昨今、個人主義的風潮が強まり社会全体のモラルの低下や、少子化、核家族化が進行する中で、家庭教育機能の低下など社会構造の急激な変化が子どもたちの心に深く影響をもたらしています。

また、青少年非行の低年齢化、凶悪化が進み、子どもたちが事件に巻き込まれるなど憂慮すべき状況となっています。このような中で21世紀を担う子どもたちが夢や目標を持って、将来へ向けて羽ばたける社会を創造していくために、学校教育の果たす使命はさらに重要となっています。

そのため、学校においては正しく生きる魅力ある道德教育を推進するとともに、子どもたちの個性や自主的精神を重視した教育環境の充実に努め、知・徳・体の調和のとれた生きる力をはぐくむ教育を推進してまいります。

とりわけ「徳」の部分である道德教育において、社会の秩序に必要とされる礼儀、節度などの失われつつある日本の古きよき礼節を重要視し、基本的な規範意識、美しいものや自然に感動する心、公共心や他者を思いやる心などの道德心の高揚を図ってまいります。

本町における人間の尊厳にかかる問題等の施策につきましては、法の理念に基づき

坂町人権擁護協議会及び坂町教育委員会並びに関係機関、団体等と連携をとりながら行政施策の推進を図ってまいります。

国際化がますます進展する中、子どもたちにこれからの国際社会に生きる必要な基礎を身につけさせるため、小学校においては英語になれ親しませる学習を本年度も引き続き実施をしてまいります。また、小学校学習指導要領の改定により、昨年度から導入されている小学校5・6年生の外国語活動を充実してまいります。中学校においては学習指導要領の改定により、聞くことや話すことなどの実践コミュニケーション能力の基礎を養うことが、外国語の目標となっているため、本年度から外国語指導助手によりコミュニケーション能力の向上を図る教育を充実させてまいりました。

学校施設の耐震化及び改修整備につきましては、児童・生徒の安全確保及び災害時における地域住民の避難場所を確保するため、施設の耐震化とあわせ教育環境の向上を図るための改修及び環境負荷の低減効果が期待できる太陽光発電システムの導入などを計画的に推進してまいりました。

その結果、昨年度までに小・中学校4校の整備が完了し、耐震診断において耐震化が必要と診断された全ての学校施設の耐震化が図られるとともに、校舎等の改修整備により教育環境の向上が図られました。また、この整備により太陽光発電システムを導入した小学校においては、本年度も引き続き環境教育を実施し、子どもたちが環境についての理解を深め環境を大切にし、環境の保全に配慮した行動がとれるよう推進してまいります。また、学校教育への指導の充実強化を図るため引き続き指導主事を学校教育に関する専門的事項の指導に従事させ、教職員の資質・能力の向上に努めてまいります。

坂町の子どもたちが「ふるさと坂町、ひいては国に貢献できる人になる。」また、「日本の将来を担う人になる」という夢や希望を持つことのできる教育を推進してまいります。心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められる中、人々が生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指してまいります。

このため、町民センターや図書館等を活動拠点として位置づけ、今後とも地域における生涯学習に取り組む体制を整備し、だれもがあらゆる機会を通じて、気軽に学習活動ができるよう学習環境の整備を図ってまいります。



町民体育館は建築後50年以上が経過し、老朽化が著しく耐震性も低いため平成25年度にかけて建替えを実施をいたします。建替えに際し体育館としての機能だけではなく、文化施設の機能も併設し、スポーツ、芸術、文化といった多様な活動ができる町民の新しい交流拠点として整備をいたします。

また、災害時における坂地区の避難場所としても位置づけ、地域住民の安全確保に努めます。子どもたちが生活体験、社会体験、自然体験、文化、スポーツ活動などのさまざまな体験活動に自主的に取り組めるよう、地域で子どもを育てる環境や家庭、地域の教育力の向上を目指して、地域ボランティアの協力のもと放課後子どもプラン等の充実に努めてまいります。

また、安心して子育てできる町を目指して、小学校1年生から3年生を対象に、留守家庭児童会を運営をいたしておりますが、利用者の負担を軽減するため暫定的に負担金を減額いたします。

図書館におきましては、蔵書を計画的に整備し資料の充実に努め、子どもへの読み聞かせや読書会など学習の場を積極的に提供し、町民の皆様が気軽に利用できる魅力ある図書館に努めてまいります。利用に関しましてはインターネットを活用しての蔵書検索や坂町図書情報ネットワークシステムにより町内のどの施設からでも貸出、返却が可能となっております。また、県立図書館のインターネット予約貸出は、坂町立図書館で受取、返却が可能となっております。

スポーツ・文化活動の振興は、町の発展だけではなく人間性を豊かにし、健康で文化的な生活を営む上で、極めて重要な役割を果たすものであります。新しく住民になられた方々との融和を図り、みんなで坂町をつくる意識を高めるためスポーツ・文化活動のさらなる充実に努めてまいります。そのため、学校教育の中で、スポーツ・文化活動に興味を持ち、そして実践し、高校生・大学生ひいては社会人となっても活動を続けていくことのできる意欲と実践力を持った人間を育成することが重要であると考えております。

スポーツ・文化活動の現状につきましては、坂町体育協会及び坂町文化協会が中心となって活発に活動をされており、相当な成果を上げていることについて、指導者及び関係者の皆様方に厚く御礼を申し上げます。今後におきましても指導者の育成と確保に努め坂町教育委員会と連携し、スポーツ、文化の振興を図ってまいります。

また、これからの時代に活躍する子どもたちへ私たちが歩んで来た道を正確に残す

ことにより、郷土愛を育て、将来の文化発展に寄与することのできる町史の編さんを進めており本年度は「生活文化編」、「通史（考古～近代）編」の刊行に取り組みます。

国際交流につきましては、外国の文化や言語を学ぶとともに、現地での生活体験、人々との交流等を通じて、国際的な視野及び知識を身につけた幅広い活動ができる人材の育成を目指し、中学生を対象とした海外研修を実施をいたします。過去2回の取り組みを生かし、日本人としてこれからの国際社会を生きていく上で、大切なみずからの国に誇りを持ち、郷土や国を愛する心をはぐくんでまいります。

#### 5 活気と活力を創造する魅力づくり

坂町の豊かな自然、歴史的、文化的な地域資源、地理的条件などを生かしたまちづくりを進めるとともに、人々が気軽に自然に接し体験できるよう観光レクリエーション施設の整備と利用を推進してまいります。本町の農業を取り巻く環境は、高齢化により地域の担い手が減少傾向にあり、またイノシシ等による農作物の被害などが著しく厳しい状況にあります。こうした状況の中、団塊の世代が定年を迎え、農業に興味のある方を含め農作業に携わる方の農耕意欲が低下しないよう引き続きイノシシの被害対策を実施し、休耕地を利用した「菊づくり講習会」や特産品開発による「ムラサキムギ」の栽培、その他レクリエーション農園への取り組みを行い、都市近郊農業の振興を図ってまいります。また、町木である梅の推奨に努めてまいります。

特産「広島カキ」の一翼を担うカキ養殖及び漁船漁業は、本町の唯一の地場産業といえるもので、森山北漁業基地を拠点に、近代的な施設での操業が行われております。つくり育てる漁業を支援するため、近隣漁場に人工魚礁を設置し、漁業資源の増大、漁業経営の安定化、効率化を図ってまいりました。現在、坂町漁業協同組合が毎月2回朝市を開催し多くの方が来場されています。さらなるにぎわいを創出するため本年度は朝市施設の充実を支援してまいります。今後も漁業の振興にかかる緒施策を継続し、坂町漁業協同組合と連携を密にしながら水産業の振興に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、町内中小小売業の活発な商業活動を展開していくため、引き続き中小企業融資制度を継続し、経営基盤の強化を図ってまいります。今後も広島安芸商工会と連携を密にし、商工業の振興に努めてまいります。広島県が整備した全区間1,200mの西日本最大級の人工海浜であるベイサイドビーチ坂につきましては、海を生かした活動的なレクリエーションと人々のふれあいの場として、町

内外から多数の方々の利用をいただいています。今後、本町といたしましては、施設の有効活用及び利便性の向上を図るための施策や海水浴シーズンにおける国道の渋滞緩和、歩行者の安全対策などについて、引き続き県等の関係機関へ働きかけてまいります。

## 6 あすを拓く協働のまちづくり

町民と行政がそれぞれの役割を認識し、自主性、自立性を高めながら個性豊かな地域社会を形成するため、町民と行政が主体性を持ち連帯意識に支えられた協働のまちづくりを推進してまいります。地域の連帯感に支えられた住みよい地域社会を形成するため、坂町社会福祉協議会と連携をし、地区住民福祉協議会等の自主的な活動の支援しながら自発的で幅広い参加による活動を推進してまいります。

活力ある地域社会への形成を図るため、人・物・情報の活発な交流を促進するとともに坂町の魅力を内外にアピールをします。また、姉妹都市等との交流と連帯を一層深めてまいります。今後も安全で快適に歩くことを通じて、健康や福祉活動、地域のコミュニケーションの増進を図り、健康増進事業、スポーツ関係事業など、商工会等の関係機関と連携し事業の実施に努めてまいります。

広報活動につきましては、行政や地域の最新情報をホームページ等で発信をしておりますが、内容をより一層充実させ、さらなる身近な行政を目指します。平日役場に来庁することはできない方のために、役場の一部窓口業務について、試行的に土曜日を隔週で開庁をしてまいりましたが、利用実績等を踏まえ本年度から現行窓口業務を継続し本格導入をいたします。

平成24年度の施政方針の大綱を申し上げましたが、行政財政改革を着実に実施し、行財政運営のより一層の簡素、効率化に努め、節度ある財政運営を行いたいと考えております。

私は町政の基本理念は、町民一人ひとりが健康に恵まれ安全で快適な生活環境の中で、活力と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると考えております。

私といたしましては、このような社会を実現するため町民の皆様をはじめ、各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため今後あらゆる創意と工夫のもとに各種施策を着実に推進してまいります。議会の皆様をはじめ、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

いを申し上げまして、施政方針とさせていただきます。

御静聴ありがとうございました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） ここで暫時休憩します。

再開は3時からといたします。

（休憩 午後2時50分）

（再開 午後3時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 「平成24年度教育行政方針」行います。

塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） 坂町教育委員会は町長施政方針及び坂町第四次長期総合計画等にのっとり、教育行政を推進してまいります。

学校教育では、坂町の将来を担う子ども一人ひとりが、将来自立した社会人として世界でも活躍できるような人づくりに努め、社会の変化に的確に対応する英知や技能、人や自然へのやさしさ、想像力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などが培えるように、「生きる力」を育む教育を推進し、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成に努めます。

特に徳の部分である道德教育につきましては、家庭・学校・地域が一体となって取り組むことのできる環境を構築します。

生涯学習では、子どもから大人まで町民一人ひとりが、自らの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるような社会を形成するとともに、町民同士の絆や交流・連携を大切にしながら人が輝くまちづくりを進めます。そのために、地域での活動を町民自らが主体的に参画、展開できるよう支援するとともに、恵まれた自然環境や人的資源、生涯学習施設等を十分に生かした総合的な生涯学習の推進に努めます。

〈学校教育〉

～礼節を重点化した道德教育を推進します～

正しく生きるための魅力ある道德教育を推進し、一人ひとりの児童生徒が夢や希望をは育み、未来に向けて自らの人生を切り開いていくことのできる力を身につける教

育に努めます。

また、地域、保護者の協力を得て、ボランティア活動や自然体験活動、郷土の伝統や文化に親しむ活動などの豊かな体験を通じて、児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育み、美しい坂町の自然を大切に、郷土を愛する子どもの育成を図ります。

とりわけ、相手に対する挨拶や言葉遣い、時と場をわきまえた適切な言動をとることのできる「礼儀」や、自分自身についてよく考えて行動し生活することのできる「節度」については、これら二つを「礼節」として重点化して指導することにより、学ぶ姿勢の礎を築き、確かな学力等の定着・向上につなげてまいります。

なお、「子は親の後ろ姿を見て育つ」と言われているように、教職員自らが範を示して道徳教育にあたらなければならないことはいうまでもありません。

～体験活動を推進します～

集団宿泊活動など体験活動を通して、児童・生徒の人間性や社会性を育てる教育を推進します。特に小学校においては、夏季休業中に「サマースクール（仮称）」を実施し、地域の協力を得ながら児童の「豊かな心」、「健やかな体」の育成を図ってまいります。

～確かな学力の向上を図ります～

広島県「基礎・基本」定着状況調査等の結果によると、各学校ともに基礎学力はおおむね定着しています。今後は結果で明らかになった教科や領域ごとの成果や課題を踏まえ、さらに学力の向上を図るために、指導内容・指導方法等の改善を進め、年間指導計画をより一層充実し、個に応じたきめ細かな指導を展開します。

このため、授業研究を積極的に行い、教師個々の指導力向上を図るとともに、指導内容の充実や少人数指導、ティーム・ティーチング、習熟度別学習など指導方法の工夫改善に努め、児童・生徒の基礎学力の確実な定着を目指します。特に中学校においては、引き続き非常勤講師を配置し指導の充実に努めます。

また、児童・生徒の学習意欲を高め学習習慣を確立するために、保護者と協力しながら家庭学習の一層の定着を図るとともに、夏季休業中等に基礎・基本が定着していない児童・生徒に対して、一人ひとりの学力に応じた個人指導や学力補充を行うなど、基礎学力の向上に努めます。

なお、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ算数科、数学科、理科の学習においては、反復による指導や観察・実験、課題学習を充実させるなどにより、理数教育の充実に

取り組みます。

～ことばの教育を推進します～

ことばは知的活動だけではなく、コミュニケーションや感性の基盤でもある重要な力です。この言葉の力を身につけさせるため、国語科だけでなく各教科等の教育活動全体で言葉の教育を展開してまいります。各教科等においては、国語科で培った言葉の力を基本に、記録、要訳、説明、論述といった言語活動の充実を図ることにより、さらに言葉の力を高め各教科等のねらいである思考力、判断力、表現力等の育成を効果的に図ります。

また、児童・生徒の言葉の力を培うためには、読書は極めて重要なものです。読書の習慣化を図るとともに、児童・生徒が落ちついて学習に集中できる環境づくりに資するため、朝の読書活動を一層充実します。このため学校図書の実充実とともに、図書館へ児童・生徒向け図書の計画的な整備を進めます。

～キャリア教育を推進します～

今日の厳しい経済情勢や産業経済及び雇用の構造的変化に伴い学校生活から職業生活への円滑な移行が難しい状況が生じているため、将来、社会人、職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を身につけさせる教育の充実が求められています。このため家庭・地域・事業所の協力をいただき、将来を見据えた子どもの勤労感・職業感を育てるためキャリア教育の充実を努めます。特に中学校においては、五日間の職場体験活動を実施し、働くことへの関心・意欲を高めるとともに、主体的に自己の進路を選択・決定できるように、学習意欲の向上を図ります。

また、キャリアノートの活用を通して、小・中・高の校種間連携を進めます。

～環境教育を推進します～

地球温暖化や自然環境の破壊をはじめとした環境問題は、緊急かつ重要な課題となっています。豊かな環境を守り、将来に引き続いていくためには、自主的・積極的に環境保全活動に取り組むとともに、環境問題について学習することが重要であり、特に21世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要です。このため、環境負荷の低減効果が期待できる太陽光発電システムを導入した小学校においては、子どもたちが環境についての理解を深め、環境を大切に、環境の保全に配慮した行動がとれるようにするため社会科、理科、家庭科などの教科や道徳特別活動における環境にかかわる内容の充実を図るとともに、「総合的な学習の時間」において、環境問題について

での学習を展開してまいります。

また、中学校においても小学校での環境学習の成果を踏まえ、継続的・発展的に環境学習に取り組みます。

～教職員の資質・指導力の向上を図ります～

学校がその教育機能を十分発揮できるかどうかは、教職員の資質・指導力によるところが大きいため、専門職としての知識や能力と教育への情熱を持った人材の育成に努めます。教育委員会の主催研修や各学校における校内研修などを充実させ、教えるプロとしての自覚や意欲を高めるとともに、その資質・指導力を最大限に発揮し、信頼される学校づくりに努めます。

～生徒指導上の諸問題対策を推進します～

不登校をはじめ生徒指導上の諸問題の解決を図るために、小・中学校間や保護者との連携を密にし、生徒指導体制の確立やスクールカウンセラーなどを活用した教育相談体制の充実を図ります。

また、児童・生徒が決められたルールを守る中で、自ら行動を選択し、その行動に責任を持つことや、一人ひとりがかげがえのない存在であること、互いに尊重し共感的に理解し合う人間関係づくりに留意した授業づくりを進めるとともに、子どもや保護者の立場にたち内面に触れる生徒指導を徹底し、児童・生徒理解に努め、不登校の未然防止や不登校児童・生徒の学校復帰に努めます。

～情報化に対応した教育を推進します～

急速な高度情報通信社会の進展に伴い、情報化に対応した教育が求められています。このため情報活用の実践力、情報の科学的理解、情報社会へ参画する態度などの情報活用能力を児童・生徒の発達段階に応じて、身につけさせる教育を進めます。また、各学校に整備した情報機器を各教科等の指導手段として、有効活用し学習効果を高めます。

～特別支援教育を充実します～

児童・生徒の自立や社会参加を図るために、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め障害による生活上や学習上の困難を克服するよう適切な指導や必要な支援を行います。各学校においては特別支援教育コーディネーターを中心に、校内体制を整え関係機関や専門家等と連携し、指導内容や指導方法を工夫改善します。

～国際化に対応した教育を推進します～

児童生徒がこれからの国際社会を生きるために必要な豊かな人間性や社会性を育んでいくことが、新しい時代に向けての教育のあり方として欠くことのできないものとなっております。そのため我が国や郷土の伝統や文化を正しく理解し、日本国民としての自覚と誇りを持った児童・生徒を育成してまいります。国旗・国歌を尊重する精神を育成し、そのことが国際的礼儀であることを理解させ、お互いを尊重する心と態度の育成を図るとともに、坂町の伝統や文化を取り入れた教育活動を積極的に進め、それらを継承し発展させる意欲を持った児童・生徒の育成に努めます。

また、国際社会に生きる必要な基礎を身にさせるため、小学校においては1年生から4年生までは英語になれ親しませる学習を、また5、6年生では小学校学習指導要領の改定により昨年度から導入されている外国語活動を引き続き実施し充実させてまいります。中学校においては、学習指導要領の改定により、外国語科英語において聞くことや話すこと読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うことが目標となっているため、本年度から外国語指導助手を活用した授業を実施してまいります。

～安全・安心な学校環境の整備に努めます～

近年不審者による事件・事故等が発生し本来児童・生徒が安心して学ことができる安全な場所であるべき学校などが、必ずしもそうとは言えない状況となっております。このため各学校では不審者対策等のため、学校内外における緊急時の「危機管理マニュアル」の作成、集団・複数による登下校、防犯ブザーの携帯、子ども110番についての周知徹底、安全マップの作成、学校内で不審者の侵入を想定した避難訓練などを行い、事件の未然防止に努めてまいります。

また、児童・生徒の安全確保及び災害時における地域住民の避難場所を確保するための学校施設につきましては、昨年度までに耐震診断において、耐震化が必要と診断されたすべての学校施設の耐震化が完了しました。学校においては大雨、土砂災害や地震・津波などによる災害から身を守るため、昨年参加した町主催の避難訓練の成果と課題を踏まえた避難訓練を実施するなど、防災教育を充実させ自然災害発生時の児童・生徒の安全確保にも努めてまいります。

「安全・安心な学校づくり」を推進するため、警察・学校・保護者・地域と連携を密にするとともに、その協力を得て、地域ぐるみで子どもを守る体制づくりを行うなど、安全管理を進めてまいります。



～食育を推進します～

朝食をとらない子どもや偏った過剰な栄養摂取による生活習慣病の増加など、次世代を担う子どもの新たな食に関する健康問題が課題になっています。「食」は生きる上での基本であり、知・徳・体の基礎なるべきものであり、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することのできる人間を育てる食育の推進が求められています。

特に子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。このため栄養に関する専門性を持つ栄養教諭を中心として、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を通じた地場産食材の活用に努めます。

～体力、運動能力の向上を図ります～

体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、「生きる力」の重要な要素です。坂町の児童・生徒の体力・運動能力の状況については、体力・運動能力調査の結果によると、全体的に改善の傾向にあるものの広島県や全国の平均を下回っている種目も残っています。そのため各学校では調査結果を踏まえ、小学校体育科や中学校保健体育科の授業をはじめ、学校教育活動全体の取組の工夫改善を推進し、体力づくりの計画的な取組を推進してまいります。

～開かれた学校づくりを推進します～

学校教育を行うには、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めることが重要です。そのため各学校は学校日より、授業参観、学校ホームページ等により積極的に学校の情報を発信し、保護者や地域住民等から理解と協力を得るよう努めてまいります。11月ごろに実施する「学校へ行こう週間」も充実させ、「開かれた学校づくり」を推進してまいります。

～学校経営基盤の強化に努めます～

望ましい学校経営を推進するため、学校評価制度・人事評価システムや学校評議員制度等の充実、校務規程の整備等を図り、校長を中心として教職員が組織で対応できる学校運営体制の確立に努めます。特に指導主事の配置により教職員の研修、学校教育の計画及び実践の指導、学習効果の評価等を強化し教職員の資質、指導能力の向上に努め、学校教育の充実を図ります。

## 〈生涯学習〉

### ～学習機会の提供に努めます～

町民が心豊かに潤いのある日々を送るため、乳幼児期・青少年期・成人期・高齢期等に応じた多様な学習機会の場と情報の提供に努めます。特に子どもたちの学力や社会性の醸成、希薄化しつつある家庭や地域社会の教育力の充実が求められている現在、家庭、学校、地域、行政がそれぞれの役割を發揮しながら連携を深め、地域で子どもを育てる環境づくりを推進し、親子のふれあいを大切にした事業や家庭教育に関する情報の提供などによる家庭教育の支援を行いつつ、子どもたちの健全育成のための体験機会の充足に努めます。

また、豊富な経験・技能と意欲を備えた高齢者をはじめとする幅広い世代の方々が、その経験を地域社会で發揮し主体的な学習や社会活動が行えるよう、学習要求と学習課題を把握し、生き甲斐の持てる活動を推進し、異世代交流事業の支援に努めます。

### ～生涯学習環境の整備を推進します～

人生80年時代という高齢化社会を迎えた今日、人生を実りある充実したものとするため、常に自分自身を育てていくことが大切です。また、科学技術の進歩や情報化、国際化の進展など急速な変化が進む現代社会において、絶えず新しい知識や技術を身につけることも必要です。このような状況のもとで、多様な学習ニーズにこたえるため町民センターや図書館等を活動拠点とした生涯学習環境の整備とネットワークの強化を図り、一人ひとりがお互いを尊重しともに助け合い、生涯にわたり生きがいを持って暮らし、学習活動ができる「文化の香り高い坂町」の実現に努めます。

体育施設として広く利用されている町民体育館は、建築後50年が経過しており、耐震化も困難なため今年度から来年度にかけて建替えを実施いたします。新しい建物は本来のスポーツ活動に加え、文化活動としても利用でき、また近年多発する自然災害に備えて、坂地区の避難場所として位置づけることにより、体育・文化・防災・コミュニティなど多様な機能を有する町民の交流拠点として活用を図り、生涯学習環境の充実に努めます。

### ～図書館の読書活動を推進します～

図書館は生活の向上、職業上の能力の向上、自己の充実等のために果たす役割が大きいものがあり、引き続き町民の学習や情報拠点施設として、図書の充実と読書の普及に努めてまいります。子どもの読書活動については、坂町子ども読書活動推進計画

に基づき、読書に関する講座や絵本の読み聞かせの開催など、楽しみながら自主的に読書に親しむ環境づくりを目指してまいります。

また、関係機関と連携を図りながら乳児期から思春期まで各時期にあった情報提供や、子ども向け行事などの充実に努めます。

テレビやインターネットの普及等、時代による情報源の変化により読書離れが叫ばれる昨今、学習・調査研究を支援するレファレンスサービスの充実や、音声・拡大読書機の設置など利用者に応じた図書館サービスに努め、町民の皆様が気軽に利用できる親しみやすい図書館づくりを目指します。県立図書館の蔵書については、インターネット予約貸し出しサービスにより、坂町立図書館で貸出・返却が可能です。これらのサービスの啓発に努め、貸出の利用促進を図ります。

～生涯学習推進体制を充実します～

社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者やコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立を図ります。

また、学習機会の提供のみでなく講座参加者が継続して活動ができるよう、自主グループの育成・支援を進めグループ活動の活性化を図ります。

～生涯スポーツを推進します～

スポーツを通して健康で心豊かな日常生活を送り、生涯にわたって活動できるスポーツライフを実現するために、各年齢層に応じた各種事業を推進し、一人でも多くの人にスポーツに親しんでもらえるようスポーツの更なる普及活動を展開します。

また、健康の維持増進やコミュニティー活動の促進を図るウォーキング活動の普及に努め、関係機関と連携して坂町悠々健康ウォーキング大会等を開催します。さらに生涯スポーツ社会の実現を目指し、坂町スポーツ推進委員及び坂町体育協会等の協力のもと、各種大会行事を開催するなど町民相互の交流と体力の向上を図り、体育スポーツの振興に努めます。

～道徳心の高揚と実践力の育成に努めます～

お互いを尊重しともに助け合い心がふれあう社会の実現を図るため、道徳心の高揚に努めます。特に「子は親の後ろ姿を見て育つ」と言われているように、親や地域住民が範を示して子どもの教育にあたるのが最も大切であることから、家庭・学校・地域が一体となって道徳心を高める意識啓発活動のより一層の充実に努めます。

また、青少年育成坂町民会議や学校等と連携を密にして、あいさつ運動や道徳作文、青少年の主張等への参加を促進するなど、あらゆる機会を通して他人を思いやる心が持てる人間の育成や、相互に助け合える地域社会の形成に努め、道徳心の高揚と実践力の育成に努めます。

～放課後子どもプラン等を充実します～

核家族化や少子化の進む現状において、子どもたちが放課後や週末等の自由な時間を安全・安心に活動できるよう地域の方々の手で学習活動を提供する「放課後子ども教室や町民センター等で実施する「子どもチャレンジ講座」の更なる充実」に努めます。事業を推進していく上で重要となる地域のボランティアについては、地域全体で子どもを守り育てる意識の啓発を図ることにより、支援者や指導者の確保に努めます。

一方、仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳までの児童を対象とした「留守家庭児童会」は、放課後子ども教室と連携し、適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成と子育て支援の充実を努めます。なお、留守家庭児童会に係る負担金は、利用者の負担を軽減するため暫定的に減額いたします。

～芸術文化活動の振興に努めます～

芸術・文化活動は人々に感動や生きる喜びをもたらす、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となります。そこで、芸術・文化を大切にす社会の実現を図っていくために、町民センターをはじめ小屋浦ふれあいセンター、公民館、図書館等の環境を整えるとともに、引き続き「坂町歌」「坂町音頭」の普及と活用振興を図り、地域に根差した芸術・文化活動がより一層活発に推進されるように努めます。

また、芸術・文化団体やサークルの育成と支援に努め、文化協会及び関係機関・団体等と連携を密にして、伝統文化や芸術などの活動が活発に展開されるよう情報の提供や発表・参加機会の場の拡充を図ります。

特に郷土芸能については、後継者育成が大きな課題であり、町民への普及啓発や団体活動の支援とともに地域・行政などと連携して、保存伝承活動の充実を努めます。

～町史の編さんに取り組みます～

時代の進展に伴い歴史的文献などの資料は、散逸のおそれがあり住民の生活の中で培われてきた伝統文化などについても継承・保存を図っていくことが急務となっています。このような中、町勢・町民文化の発展向上に資するため町史の編さん事業を引き続き推進します。坂町史が郷土の歴史と文化を理解し、郷土に誇りを持ち郷土愛を

育むものとして読まれることを切望します。「自然編」「通史（現代）・地理編」に引き続き本年度は「生活文化編」「通史（考古～近代）編」の発刊に向け取り組みます。

～国際交流の推進に努めます～

21世紀を担う青少年が広く世界に目を向け海外の多様で異なる文化・生活・習慣などに直接触れることにより国際的な感覚で物事を考える豊かな心を育み、国際化に対応できる人材の育成をめざし、本年度、中学生を対象とする第3回坂町海外研究青少年対象事業を実施します。

事業概要としては、過去2回実施した成果・課題を踏まえ、ホームステイ体験、中学校授業体験、県人会交流、語学研修等の内容を検討し、内容の充実に努めます。

また、幼少期から英語に慣れ親しむための英語講座や幅広く町民が参加できる語学講座、国際理解講座、町内に居住する外国人と交流する講座などの開催により、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めます。

最後に厳しさを増している町財政の中で、町当局の教育行政に対する温かい配慮に感謝し、その期待に応えるために、より一層の努力を傾注して坂町教育の向上発展のために邁進いたします。

今後とも議会の皆さまをはじめ、町民の皆さまの温かい御理解とご支援をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で平成24年度町長施政方針及び教育行政方針を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでございました。

（延会 午後3時30分）